

新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施方針等に対する意見・質問等への回答

| 実施方針 | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|------|---|----|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 2 | 16 | 第1.1_(5)事業の概要 | 「工場棟の解体撤去の開始とともに」とありますが、要求水準書(案)3頁7.事業方式・期間には解体工事工期平成29年4月、新管理棟等及び既存埋立耐震補強等の建設工事工期平成30年10月とあります。要求水準書(案)記載のスケジュールが正との理解をよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。「整備運営事業の実施に関する方針」の記載を修正します。 |
| 2 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 6 | 3 | 第2章 2.(6)入札参加者ヒアリング | 本ヒアリングは対面対話(競争的対話)との理解でよろしいでしょうか。 | 入札参加者ヒアリングについては、各入札参加者別に個別に対面形式でヒアリングを行うことを予定しています。 |
| 3 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 8 | 24 | 第2章 5 入札参加者の参加資格要件 | 参加資格要件を満たしている期間について、次のどちらと理解すればよろしいでしょうか。 入札参加資格確認申込みの時点で満たしていれば良い。 確認申込みから事業者決定まで常に満たす必要がある。 | 入札参加者の参加資格要件については、一般競争入札参加資格確認申込みの時点から施設整備請負契約の本契約を締結するまでの間、常に満たされている必要があるものとご理解下さい。 |
| 4 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 8 | 28 | 第2章 5.ア.(7)入札参加者の基本的要件 | 構成企業は民間事業者グループ(コンソーシアム)内での契約形態に関する条件などありますでしょうか。(代表企業及びSPCの二次下請け、三次下請けなどの契約ポジション制限など) | 入札参加者における各構成企業間の契約形態に関する条件については、入札公告時に示します。 |
| 5 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 8 | 28 | 第2章 5.ア.(7)入札参加者の基本的要件 | 一つの業務を複数の構成企業で分担することは可能でしょうか。 また、その場合に業務範囲の明確化は実施段階の提示で良いでしょうか。 | 業務範囲を明確にした上で施設整備業務又は施設運営業務を複数の構成企業で分担することは差支ありません。ただし、各々が分担する業務範囲については、一般競争入札参加資格確認申込時に提示して下さい。 |
| 6 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 8 | 28 | 第2章 5.ア.(7)入札参加者の基本的要件 | 一つの業務を単独または複数の構成企業、及びその他下請け企業で分担して行うことは可能でしょうか。 また、その場合に業務範囲の明確化は実施段階の提示で良いでしょうか。 | No.5の回答を参照して下さい。 なお、施設整備業務又は施設運営業務について構成企業と構成企業以外の者とで分担し、市又は運営事業者との間で構成企業以外の者が業務の実施に関する契約を締結することは認められません。 |
| 7 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 9 | 13 | 第2章 5.ア 入札参加者の基本的要件の(1) | 本項に記載された「特段の事情」について、具体的な提示をお願いいたします。 | 入札参加者における代表企業及び構成企業の変更は認められないことが原則です。その上で入札参加者における代表企業及び構成企業の変更が認められるような特段の事情については、その都度判断することとなりますので、現段階で具体的な事情等を提示することはできません。 |
| 8 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 9 | 28 | 第2章 5.イ.(7)C 共通の要件 | ・本項に記載された「経営不振の状態」について具体的な指標をご提示願います。 ・また、入札参加資格確認時において、本項に該当しないことを証明する書類が必要な場合には、必要な書類名などを具体的に提示して頂けますようお願いいたします。 | 経営不振の状態とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき(市が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。)に該当する場合であるとご理解下さい。 |
| 9 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 11 | 4 | 第2.5.イ.(4)施設整備業務に関する要件 | 「共同企業体」とは、構成員(出資あり)と協力企業(出資なし)による企業グループ(いわゆるコンソーシアム)と考えるのでしょうか。 | 入札参加者の参加資格要件の施設整備業務に関する要件にある「共同企業体」とは複数の構成員のみから構成されるものです。なお、構成員の全てが運営事業者に出資する必要はありません。 |
| 10 | 実施方針 | 11 | 10 | 第2.5.イ.(4)施設整備業務に関する要件 | 「C建築物の設計業務を担当する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績があること。」とありますが、過去において確認申請書等に社名が表れない場合、担当した実績をどのように証明すればよろしいでしょうか。 | 一般廃棄物処理施設の設計を担当した実績については、建築確認申請書の写しその他、入札参加者の参加資格要件を満たすような設計業務を担当したことを確認できる契約書類等により提示して下さい。 |
| 11 | 実施方針 | 11 | 19 | 第2.5.イ.(4)施設整備業務に関する要件 | 「F建築物の建設業務を担当する構成企業は、延床面積15,000㎡以上の一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績があること。」とありますが、担当した実績をどのように証明すればよろしいでしょうか。 | 一般廃棄物処理施設の建設を担当した実績については、入札参加者の参加資格要件を満たすような建設を担当したことを確認できる契約書類等により提示して下さい。 |
| 12 | 実施方針 | 12 | 9 | 第2.5.イ.(4)施設整備業務に関する要件 | 「L-1 適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができること。」とありますが、性能指針 ごみ焼却施設1.性能に関する事項及び2.性能に関する事項の確認方法にある設計条件及び結果がわかる設計図書及び運転データを提示することによりますでしょうか。 | ご指摘のとおり、環境省(旧厚生省)の策定した廃棄物処理施設整備補助事業(に係るごみ処理施設性能指針(平成10年10月28日生活衛生局環境部発)に適合する技術資料及び技術を保証する資料については、同指針の「ごみ焼却施設」の「1 性能に関する事項」及び「2 性能に関する事項の確認方法」に示された設計条件及び結果を確認できる設計図書及び運転データを提示して下さい。 |
| 13 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 16 | 12 | 第4章 1 本施設の立地に関する事項 | 不発弾調査の実施について記載がありますが、これは事業者にて実施との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 14 | 実施方針 | 16 | 12 | 第4.1 本施設の立地に関する事項 | 周辺状況、建設工事の実施においては、不発弾調査を実施する必要があります。とありますが、範囲、方法等ご教示願います。 | 不発弾調査の方法は事業者による提案とします。なお、実施範囲については、掘削範囲の全とします。 |
| 15 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | 法令変更・税制変更 | 法令変更及び税制変更については今回民間がまったく管理できないものですので、全て御市の負担として頂けますようお願いいたします。 「広く一般に適用される関係法令等の変更に伴う増加費用」や「その他の税制の変更によるリスク」の民間による負担が妥当なのは、世間一般企業及びPFI事業者のうち価格(委託料)設定の裁量権を持つ事業者(以下、両者を含めて「価格裁量事業者」といふ)のみであると考へます。法令・税制変更による負担増加の場合、価格裁量事業者は価格を上げることで費用・税の負担増加を吸収可能ですが、本事業のように価格設定が契約で規定されているPFI事業者の場合、PFI事業者は対策の取りようが無く、利益が圧縮されて事業の安定性が低下せざるを得ず、妥当ではないと考へます。 | 広く一般に適用される関係法令等の変更に伴う増加費用については民間の負担とした上で、施設整備業務においては、その増加費用の負担が業務遂行上重大な支障があると認められる場合は当該増加費用の負担について協議するものとします。資料-4の施設整備請負契約書(案)第45条第4項(3)を参照して下さい。 また、施設運営業務においても施設整備業務と同様として、資料-5の運営業務委託契約書(案)第35条第6項において「ただし、施設運営業務の遂行上重大な支障があると認められる場合は、市及び運営事業者は、当該増加費用の負担について協議するものとする。」を加筆するものとします。 |
| 16 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | リスク分担保 | ・搬入ごみ由来するリスク(異物、放射能)などについて追記を希望します。 ・また、本リスクは民間事業者にてコントロールできないことから、御市側負担のリスクとして頂くようお願いいたします。 | 本施設に搬入される処理対象物のごみ質が要求水準書に定めるごみ質の計画性状の範囲を逸脱する場合には、資料-5の運営業務委託契約書(案)第68条を参照して下さい。 |
| 17 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | リスク分担保 | ・在庫交付金に関するリスクについて追記を希望します。 ・また、本リスクは交付金申請手続きなど由来するリスクは民間事業者にて、交付金行政由来するリスクは御市側負担のリスクとして頂くようお願いいたします。 | 循環型社会形成推進交付金については、市が申請を行うものであることから、資料-4の施設整備請負契約書(案)第31条第1項ただし書きの規定が適用されるものとご理解下さい。 |
| 18 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | 法令変更(税制変更を除く) | 「広く一般に適用される関係法令等の変更に伴う増加費用の負担」が民間となっておりますが、民間事業者ではコントロールできるものではなく、その変更内容によっては本件事業に多大な影響を及ぼすことも考えられます。本リスク分担保は御市の分担として頂くか、都度協議の上で決定できるものとさせて頂きますようお願いいたします。 | No.15の回答を参照して下さい。 |
| 19 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | 物価変動 | 「一定範囲内」の具体的な数値、指数についてご教示願います。 | 施設整備業務における物価変動リスクについては、資料-4の施設整備請負契約書(案)第41条を参照して下さい。施設運営業務における物価変動リスクについては、資料-5の運営業務委託契約書(案)別紙3に基づき施設運営費の見直しを行います。その詳細については入札公告時に示します。 |
| 20 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | ごみ質 | 「一定範囲内」の具体的な数値、指数についてご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第68条の規定を参照して下さい。 |
| 21 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | ごみ量 | 「一定範囲内」の具体的な数値、指数についてご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第69条の規定を参照して下さい。なお、大幅に逸脱する場合の具体的な数値の基準については明示できるかどうかを含めて入札公告時に示します。 |
| 22 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | 不可抗力(施設整備) | 「1%に相当する金額以下の金額」とされていますが、民間事業者でコントロールできるものではないため、御市の分担としていただけますようお願いいたします。 | 市が発注する工事請負契約においては、不可抗力による損害について請負代金額の100分の1までは請負者側の負担としていることから、不可抗力(施設整備)に関するリスク分担保は原文のとおりとします。資料-4の施設整備請負契約書(案)第46条の規定も参照して下さい。 |
| 23 | 新武蔵野グリーンセンター(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 別紙1 リスク分担保 | 25 | - | 不可抗力(施設運営) | 「1%に相当する金額以下の金額」とされていますが、民間事業者でコントロールできるものではないため、御市の分担としていただけますようお願いいたします。 | 市が発注する工事請負契約においては、不可抗力による損害について請負代金額の100分の1までは請負者側の負担としていることをふまえ、不可抗力(施設整備)に関するリスク分担保は原文のとおりとします。資料-5の運営業務委託契約書(案)第66条の規定も参照して下さい。 |

| 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 | |
|---------------|------------------------------|----------|---------------------------------|--|--|--|
| 24 | 新武蔵野カンセカー(仮称)整備運営事業の実施に関する方針 | 11 12 | 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 5_1_(4)_9 | 仮に構成企業数が1である場合、必要となる監理技術者は1級建築施工管理技士有資格者及び清掃施設監理技術者の2名必要となりますが、下記の内容で監理技術者の途中入れ替えの対応をよろしいでしょうか。 ・土木・建築工事業工 - プラント工事業手まで ・煙突耐震補強工事 - 新管理棟・付属設備完了まで ・建築監理技術者 ・プラント工事業工以降 - 試運転完了まで ・清掃施設監理技術者 ・建築監理技術者 建築、清掃施設の監理技術者は適正に重複期間を設定 | 建築の監理技術者については建築工事の着工から竣工まで、清掃施設の監理技術者についてはプラント工事の着工から新工場棟の引渡まで、市と直接契約する構成企業によりそれぞれ専任で配置されている必要があります。 | |
| 資料-1 要求水準書(案) | | | | | | |
| 25 | 資料-1 要求水準書(案) | 3 | 1 | 第1章_第1節_7.事業方式・期間 | ・工期につきまして、H28年10月の新工場棟試運転開始までに完成、受電を完了するため、煙突内筒交換、つなぎ替えはH28年10月までに完了させざるを得ないと考えます。既存クリーンセンターはH28年10月までの煙突工事までに移動停止と理解してよろしいでしょうか。 ・新工場棟試運転前後の既存クリーンセンター移動停止時期や順序等、具体的な作業スケジュールをご教示願います。 | 現クリーンセンターは3炉の炉構成となっております。そのため、2炉分の内筒については試運転前までに撤去する必要がありますが、臭気施設設置可能であれば、1炉分の内筒は竣工前までに撤去することも構いません。 なお、試運転開始時期及び試運転期間については事業者による提案とし、詳細については施設整備段階で調整するものとします。 |
| 26 | 資料-1 要求水準書(案) | 3 | 1 | 第1章_第1節_7.事業方式・期間 | ・煙突及び事業者にて解体する範囲につきまして、アスベストの使用有無、範囲をご教示願います。 また、煙突内筒の交換は既存クリーンセンター稼働中に実施する工期となっておりますが、交換(解体業務)工事中の作業エリア区画方法についてご教示願います。 | 現状、市で実施しているアスベスト調査結果では、クラブハウス(倉庫内柱梁及び天井の石綿吹付け)は不検出ですが、その他は実施しておりません。そのため、入札参加にあたって立ち入り調査が必要な場合には、市に書面にてご提示下さい。 具体的な煙突内筒の交換時の区画方法については、事業者による施工方法・区画方法の提案に基づき、関係機関と調整するものとします。 |
| 27 | 要求水準書(案) | 4 | 20 | 第1章_第2節_5_(1) | 「受電方式については、本施設、市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターを特別高圧にて一括受電する。市本庁舎にも予備電源を受電するものとする。」とありますが、周辺施設への電気の供給は、特定供給に該当しないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 21 | 第1章_第2節_5_別添-4 | 別添4-1,4-2,4-3の図面が不鮮明で記載指示されている内容が判別できません。恐れ入りますが鮮明な図面をご教示願います。 | 提示している別添資料以外に鮮明な資料はありません。入札参加にあたって必要な情報において、不鮮明なことが要因で入札参加に支障がある場合には、その必要な情報について、再度、ご質問下さい。 |
| 29 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 22 | 第1章_第2節_5_(1)電気 | 特別高圧にて一括受電とありますが、取り合い点は、現状設備の高圧受電の地下埋設設備位置(別添-4-1)と同じとしてよろしいでしょうか。 | 現在、特別高圧引込み位置については、電力会社と市で協議中ですが、本事業計画地南側(現在の緑町線受電盤部)の受電盤付近を取合い点とする方向で進めております。 取り合い点の詳細については、施設整備企業が決定後に市と事業者で電力会社と協議していくものとします。 |
| 30 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 22 | 第1章_第2節_5_(1)電気 | 本工事で取り合い点までの特別高圧回線引き込み工事及び電力事業者との調整は市で実施することよろしいでしょうか。 | NO.29の回答を参照して下さい。 |
| 31 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 27 | 第1章_第2節_5_1-1/1/1/1条件(1)電気 | 本施設より、市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターへの給電が記載されております。本工場の範囲としては、新工場内電気室の外部端子端子台までとし、外部端子台以降の配線工事等については範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 供給先取り合い点までを工事範囲とします。 |
| 32 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 27 | 第1章_第2節_5_1-1/1/1/1条件(1)電気 | ・電力会社との工事負担金については見積範囲外と考えてよろしいでしょうか。 ・また、見積範囲内の場合は、見込金額をご教示願います。 | 電力会社との工事負担金については見積範囲外とします。 |
| 33 | 資料-1 要求水準書(案) | 4 | 27 | 第1章_第2節_5_(2)上水道 | 必要とする上水は、本事業計画地東側の上水道本管より引き込むこと。とありますが、別添-4-2 ガス・上水整備状況に記載されている既設工場棟北側を東西に走る上水道管を流用または一部流用することは可能でしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 34 | 別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方) | 4 | 左側中下段 | 電力使用量、発電量、東京電力買電量 | 表の単位が(kWh)と記載されておりますが、1時間当たりの電力量(kWh/h)との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。1時間当たりの電力量に修正します。 |
| 35 | 要求水準書(案) | 4, 61 | 20 | 第1章_第2節_5_(1)第2章_第6節_3_2_(2) | 市本庁舎側の受電設備の改良工事については貴市の負担とされていますが、市総合体育館及び緑町コミュニティセンター側の工事費も貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。また、供給ケーブルの敷設工事の取り合い点についてご教示下さい。 | 市総合体育館、緑町コミュニティセンター側も市の負担とします。敷設工事は供給先までとします。 |
| 36 | 資料-1 要求水準書(案) | 8 | 10 | 第1章_第3節_4.計画処理条件 | 入札公告の際には、月別変動係数の提示をお願いします。 | 入札公告の際に平成16-22年の実績値を提示します。 |
| 37 | 資料-1 要求水準書(案) | 8 | 15 | 第1章_第3節_4.計画処理条件 | 焼却施設ごみ搬入量の月別変動係数をご教示願います。 | NO.36の回答を参照して下さい。 |
| 38 | 資料-1 要求水準書(案) | 8 | 19 | 第1章_第3節_4.計画処理条件 | 不燃・粗大ごみ処理施設ごみ搬入量の月別変動係数をご教示願います。 | NO.36の回答を参照して下さい。 |
| 39 | 要求水準書(案) | 8 | 21 | 第1章_第3節_5.計画ごみ処理条件 | 「焼却施設(熱回収施設)の計画ごみ質」には、「不燃・粗大ごみ処理施設」を経由して焼却施設へ投入されるごみを含むものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 40 | 資料-1 要求水準書(案) | 9 | 9 | 第1章_第3節_5.計画ごみ処理条件 | 不燃・粗大ごみの各組成割合をご教示願います。 | 不燃・粗大ごみの各組成割合についてはデータがありません。入札参加において、各組成割合が必要な場合には、事業者にて想定し、その想定値を提案書に記載していただければ構いません。 |
| 41 | 資料-1 要求水準書(案) | 9 | 9 | 第1章_第3節_5_(2)不燃・粗大ごみ処理施設の処理対象物 | 不燃・粗大ごみ可燃物のごみ質組成(参考値)があればご教示下さい。 | NO.40の回答を参照して下さい。 |
| 42 | 別添-11 段階整備計画図 | 9 | - | - | 煙突の前震補強工事において、エコセンターへのごみ搬入動線が煙突東側を通る設定となっておりますが、煙突耐震工事作業を検討する中で、煙突周囲の通行が困難と判断された場合には、当該工事期間中のエコセンターへのごみ搬入動線についてご協議させて頂けるようお願いいたします。 | ご理解のとおりです。煙突耐震補強工事において、新工場棟へのごみ搬入動線については、必要に応じて市と協議できるものとします。 |
| 43 | 資料 要求水準書(案) | 10,31 | - | 建物高さ | 日影規制を満足する範囲内で建物の高さの指定値である約20mを超過しても良いですか。できる限り掘削深さを浅くする方が良いと思います。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。建物高さを約20mとすることを前提に、掘削深さを浅くすることについては事業者による提案とします。 |
| 44 | 資料-1 要求水準書(案) | 10 | 4 | 第1章_第3節_7.土木建築工事 設計用基本条件_1)場内車両の車種及び台数 | 工事計画に必要となりますので、ご提示頂いた場内車両の内、ごみ搬入車両について、搬入ピーク時間帯及び時間毎のおおよその搬入台数をご教示願います。 | ご収集車については、原則、9:00-11:30及び13:00-15:30で受け入れを行い、特段、ピーク時間帯はありません。搬入台数については、概ね1時間当たり約20-25台程度を想定しています。 |
| 45 | 資料-1 要求水準書(案) | 10 | 4 | 第1章_第3節_7.土木建築工事 設計用基本条件_1)場内車両の車種及び台数 | 消防車(ハジコ車等)の全車・全備・全高・車両軌跡をご教示願います。 | 市では、万一来備、不燃・粗大ごみ処理施設及びごみビット等での火災を想定しているため、それら消火のために必要な一般的な消防車を事業者にて想定下さい。 |
| 46 | 資料-1 要求水準書(案) | 10 | 16 | 第1章_第3節_7_(2)総職員数 | 「市事務職員等 約7人」とありますが、この方々は、新管理棟に配置される市職員と考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 47 | 資料-1 要求水準書(案) | 10 | 16 | 第1章_第3節_7_(2)総職員数 | 「新工場棟運転職員 約40人」とありますが、この方々は、新工場棟に配置される運営事業者職員と考えるとよろしいでしょうか。また、この場合、人員数は、運営事業者にて適正な人員数を決定できるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。運転事業者職員については、事業者にて適正な人員配置を提案して下さい。 |
| 48 | 要求水準書(案) | 10 | - | 第1章_第3節_7_1) | 場内車両の車種及び台数の記述がありますが、最大車両の寸法をご教示下さい。 | 現状の最大車両は「蛍光管及び乾電池搬出車両」で、全長11.98m×幅2.49m×高さ3.78m(車両総重量24980kg)を想定しています。 |
| 49 | 資料-1 要求水準書(案) | 11 | 1 | 第1章_第3節_8.プラント建設工事 設計用基本条件 | 煙突出口排ガス温度につきまして、アセス等による条件指定がありましたらご教示願います。(以上、など) | 現在、市で進めています生活環境影響調査書では、煙突出口排ガス温度180を想定しています。 |

| 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|---------------|-------------------|----|------------------------------------|---|--|
| 要求水準書(案) | 11 | 20 | 第1章_第3節_8.2)残さ等 排出条件 | 寸法200mm以下とありますが、灰の選別前処理として、分級、磁選のほかは破砕等も必要でしょうか。 | 「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書」では、中間処理施設で焼却した残灰において「熱灼減量10%以下」、「水分含有量50%以下」、「不燃・焼却の不遇ごみにおいて「概ね15cm以下に破砕し、減容化したもの」と規定されています。 そのため、受入基準に基づき、「200mm以下」を「概ね寸法150mm以下」に資料-1の要求水準書(案)を修正します。 なお、破砕等の設備の必要性については、上記の規定を満足する範囲において、事業者による提案とします。 |
| 要求水準書(案) | 11、27 | | 第1章_第3節_8.3) 第2章_第3節_3.2)_表-2.2 | P11に不燃・粗大ごみ処理施設における回収物の選別精度(湿重量%)の鉄、アルミの回収率について、 鉄分 : 85-90(参考値) アルミ : 55-60(参考値) となっておりますが、 P27の表-2においては、保証値の欄に、 鉄分 : 85%以上 アルミ : 55%以上 が記入されています。 純度が保証の場合、通常、回収率は参考値となりますが、回収率は参考値と考慮してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。回収率は参考値とします。 |
| 資料 要求水準書(案) | 13 | 2 | 騒音基準 | 敷地境界で規制基準値以下とありますが北側の境界はグラウンドの北側としてよいですか。一番の騒音発生源と考えると蒸気コジェネラターを建物北側に計画し南側境界との距離減衰を確保、北側についてはグラウンドの北側を境界と考慮距離減衰を確保する方法が良いと思います。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおり、敷地境界北側とします。 |
| 資料 要求水準書(案) | 13 | 2 | 騒音基準 | 規制基準値は真夏の深夜にプラントを全力で運転した時(最大発電時)と考えるべきですが、規制基準値の厳しさを考えると真夏の昼間と考える方が現実的です。 | 厳しい基準値をクリアする方法については、事業者による提案とします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 13 | 31 | 第1章_第3節_9.1)土木・建築工事標準仕様書 | 国土交通省大臣官房官庁管理設備の各書類の「最新版」とは、契約時点の最新版に依るものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 16 | 10 | 第2章_1.全体計画(4) | 別添15に記載されている太陽光パネルは所内電気系統との連携がなされていますが、系統の設計は事業者による提案としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。事業者による提案とします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 17 | 21 | 第2章_2.1)_2)新工場 棟の配置計画 | 公開空地の規模・仕様等の条件をご教示願います。 | 資料-1の要求水準書(案)の別添-10を参考の上、事業者による提案とします。 |
| 要求水準書(案) | 17、37、39 別添-11 | | 第2章_第3節_2.1)_4) 第2章_第5節_1.3)_1) | P17に「新管理棟等は新工場棟を建設してから設置するものとする。既存クリーンセンターが残留している間は、既存クリーンセンター事務所または仮設事務所を新しく設置し事務対応するものとする。そのため、既存クリーンセンターを解体している期間及び新管理棟等を建設している期間については、新工場棟建設予定地周辺の余地に仮設の管理棟(既存管理棟の代替施設)を設置できるように配置計画を行うこと。」とあります。 また、P37では、「新管理棟が完成するまでは、市職員12名が執務可能なスペースを確保すること。」とあります。 さらに、P39には「既存クリーンセンターを解体する前までに、市職員が一般者の持込ごみ車両等の受け付けを行うことができる様に仮設建屋を設置する。」とあります。 別添-11には仮設事務所(武蔵野市)の位置が示されています。 これらは、同一のものと考えてよろしいでしょうか。また、その必要面積と機能をご教示下さい。 | ご理解のとおり、全て同一のものとし、12名が執務できるスペースを確保して下さい。 必要面積については、事業者による提案としますが、執務に必要な居室、トイレ、更衣室、給湯室、簡単な打合せスペース等を整備するものとします。 なお、新工場棟が竣工後は、市職員は12名が執務するものとします。そのため、資料-1の要求水準書(案)の第2章第5節1.3(1)a)の「職員7名程度」を「職員12名程度」と修正します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 17 | 23 | 第2章_第1節_2.1)_2)新 工場棟の配置計画 | に「北側の敷地境界から20m程度の範囲には1階外壁線と落とすことなく」との記載がありますが、別添-10配置計画図では18m程度のスペースとなっております。20mに近づけるよう検討いたしますが困難な場合にはご協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 17 | 36 | 第2章_2.1)_4)新管理 棟等の配置計画 | 「余地に仮設の管理棟を設置できるように」とありますが、これは別添11段階整備計画図に記載ある「仮設事務所(武蔵野市)」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。NO.57の回答も参照して下さい。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 18 | 29 | 第2章_第1節_2.2)_2) 車両動線計画 | 「施設の外周に道路をめぐらし、メンテナンス、大規模修繕時に支障のないアプローチを確保する。」とありますが、新工場棟東側に配置される公開空地(コミュニティスペース)も、必要時には当該アプローチのための道路として併用させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。通常時は使用できないものとします。 |
| 要求水準書(案) | 18 | 35 | 第2章_第1節 | 全体計画(配置計画および車両動線計画含めて)は、別添-10及び11の計画図に基づきながら、より良い提案を行うことに制限はありませんでしょうか。 | 特段、制限はありません。 |
| 要求水準書(案) | 18 | 35 | 第2章_第1節_2.2)_2) | 「重量20t大型車(最小回転半径12m)がスムーズに運行出来るよう配慮」とありますが、要求水準書(案)P10「土木・建築工事 設計用基本条件 1)境内車両の車種及び台数には、本文中に20t車両について記載されていません。重量20t大型車の車種及び車輦等の諸元をご教示願います。 | NO.48の回答を参照して下さい。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 21 | 4 | 第2章_第3節_1. | 予備性能試験について、不燃・粗大ごみ処理施設は「1日以上」とありますが、「連続5h以上」と読み替えることとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 25 | - | 第2章_第3節_3.2)性能保 証項目_表-1 | No.10炉体、ボイラーケーシング外表面温度の保証値に「原則として外気温+40」とありますが、現実的ではないと考えます。 「外気温+40」ではなく「炉室内温度+40」と理解してよろしいでしょうか。 | 人が触れるおそれがない箇所であれば「炉室内温度+40」と読み替えて構いません。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 27 | - | 第2章_第3節_3.2)性能保 証項目_表-2 | No.2選別能力(不燃・粗大)の項目、1)純度で、アルミの純度が85%以上の記載がありますが、11頁8.3)不燃・粗大ごみ処理施設における回収物の選別精度表には、90%以上となっております。どちらを採用すればよろしいでしょうか。 | 純度は90%以上とします。85%以上の記載については、資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 27 | - | 第2章_第3節_3.2)性能保 証項目_表-2 | No.2選別能力(不燃・粗大)の項目で、2)回収率が保証値の欄に記載がありますが、11頁8.3)不燃・粗大ごみ処理施設における回収物の選別精度表には、鉄及びアルミ共、回収率は(参考値)の記載となっております。回収率は参考値という考えでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。回収率は参考値とします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 27 | - | 第2章_第3節_3.2)性能保 証項目_表-2 | No.4粉じんの試験方法に「ろ過式集じん機」とありますが、集じん設備との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 要求水準書(案) | 28 | | 機器外表面温度 | 外気温+40とありますが、室温+40として、よろしいでしょうか。 | 人が触れるおそれがない箇所であれば「室温+40」と読み替えて構いません。 |
| 要求水準書(案) | 30 | 9 | 第2章_第4節 | プラント工事におけるかし担保期間のうち、可動部分については2年とありますが、可動部分の定義は弊社にて決定し、貴市の確認を受けると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 30 | 25 | 第2章_第4節_2.1)かし 判定に要する経費 | 「かし判定に要する経費は、事業者の負担とする。」とありますが、事業者によるかしでないことが明らかになった場合、当該経費は別途協議できるものとして考えてよろしいでしょうか。 | かしの判定の結果、事業者によるかしでないことが明らかになった場合は、当該かし判定に要した経費の負担については市との間の協議により定めることとします。 |
| 要求水準書(案) | 31 | 17 | 第2章_第5節_1.1)_3) | 「原則、雨水は再利用するもの」とありますが、雨水流出抑制施設基準で、水域によって保有水量が決まっているようであれば処理区名はどこに当たるとでしょうか。保有水量は施設設置用地の10000m ³ と考えてよいでしょうか。 | 処理区域は、第3処理区(石神井川水系)とします。 保有水量は、敷地内での浸透を原則とし、必要に応じて雨水流出抑制施設を設置するものとします。保有水量は事業者管理用地の範囲とします。 |
| 要求水準書(案) | 33 | 11 | 第2章_第5節_1.1)_7) | 駐車場は…事業計画地内に25台程度確保し、…とありますが、見学者用の大型バスの駐車台数については事業者提案によると考えてよろしいのでしょうか。条件等ありましたらご教示願います。 | ご理解のとおりです。特段、条件はありません。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 33 | 22 | 第2章_第5節_1.1)_8) 退避スペース | 「構内周回道路に接して…」とありますが、周回道路とは、別添-10 建築計画図の断面図に記載されているプラットフォーム経由の周回道路と考えればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---------------|----|----|--|---|--|
| 74 | 要求水準書(案) | 33 | 24 | 第2章_第5節_1.1)_(9) | 洗車・ストックヤードエリアは、新管理棟の北側から変更してよろしいでしょうか。 | 事業者による提案とします。 |
| 75 | 要求水準書(案) | 34 | 1 | 第2章_第5節_1.1)_(11) | 「建物周囲及び駐車場の雨水は別途処理して再利用。」となっていますが、再利用先を指示願います。 | 事業者管理用地内で再利用して下さい。なお、洗車及び散水での利用を想定していますが、再利用先については事業者による提案とします。 |
| 76 | 要求水準書(案) | 34 | 1 | 第2章_第5節_1.1)_(11) | 「建物周囲及び駐車場の雨水(降雨後の初期雨量分)は別途処理して、再利用する。」とありますが、初期雨水に該当する条件をご教示下さい。 | 資料-1の要求水準書(案)の「(降雨後の初期雨量分)」という記載を削除します。 |
| 77 | 資料-1 要求水準書(案) | 34 | 30 | 第2章_第5節_1.1)_(12)_d)外構 | 本事業で整備する門扉は別添10によると、東面1ヶ所(車両用)、南面1ヶ所(歩行者用)、南面主要出入口1ヶ所(車両用)の計3箇所との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 78 | 要求水準書(案) | 35 | 18 | 第2_第5_1.2)_(1)_a)_ | 「バラ園・藤棚・既存樹木の移植及び伐採・伐根」とありますが、別添-11にはバラ園・藤棚は貴市で撤去となっております。貴市で撤去することよろしいでしょうか。 | バラ園のみ市で撤去します。その他藤棚・既存樹木については事業者による撤去とします。 |
| 79 | 要求水準書(案) | 35 | 18 | 第2_第5_1.2)_(1)_a) | 仮設計量棟の設置時期は、既存計量棟を撤去する前に設置する工程と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。NO.81の回答も参照して下さい。 |
| 80 | 資料-1 要求水準書(案) | 35 | 27 | 第2章_第5節_1.土木建築性能_2)新工場棟の建設工事(1)既存付帯施設等の解体工事等.c)既存計量棟・汚水処理・洗車場の撤去 | 対象解体施設の地中埋設物も全て撤去範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 81 | 要求水準書(案) | 35 | 27 | 第2章_第5節_1.2)_(1) | 第2計量棟、第2計量近隣の窓、既設管理西側の受付駐車場、仮設洗車エリア(排水処理対策含む)、薬剤投入口について、その所掌をご教示下さい。 | 第2計量棟の移設、第2計量の近隣窓、既設管理棟西側の受付駐車場、仮設洗車エリア及び薬剤投入口移設については、市が実施するものとします。資料-1の要求水準書(案)の既存付帯施設等の解体工事等に、市が実施する工事について追記します。 |
| 82 | 要求水準書(案) | 35 | 27 | 第2章_第5節_1.2)_(1) | 本事業計画地東側既存出入口のパーキングゲートは貴市で撤去されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業者による実施とします。 |
| 83 | 資料-1 要求水準書(案) | 36 | 8 | 第2章_第5節_1.2)_(1)既存付帯施設等の解体工事等 | 「既存クリーンセンター西側に仮設計量棟を設置する」とありますが、御市で実施との理解でよろしいでしょうか。 | 「既存クリーンセンター西側に仮設計量棟を設置する」のは、市による実施とします。資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 84 | 資料-1 要求水準書(案) | 36 | 9 | 第2章_第5節_1.2)_(1)_f)仮設計量機 | 既存クリーンセンター西側に仮設計量機を設置と記載されております。仮設第1計量機並びに第2計量機については、既設計量機を移設するものとし計量機移設(基礎工事、給電・信号線等の配線配管工事並びに機器設置)は御市で実施との理解でよろしいでしょうか。 | NO.83の回答を参照して下さい。 |
| 85 | 資料-1 要求水準書(案) | 36 | 10 | 第2章_第5節_1.2)_(1)既存付帯施設等の解体工事等 | g)蒸気配管、電線ケーブル等、既存埋設物の付け替えを事業者にて実施とのご指示につきまして、許認可関係の作業(必要な試験等含む)が必要な場合、それは御市にて実施との理解でよろしいでしょうか。 | 原則、事業者にて実施することとします。ただし、事業者の求めがあり、市が必要と認める場合には、事業者と市で協議するものとします。 |
| 86 | 要求水準書(案) | 36 | 12 | 第2_第5_1.2)_(2)_g) | 撤去することで既存クリーンセンターに支障をきたす場合には、施設整備企業の負担に必要な付け替え工事を行うものとする。とありますが、【別添-4:インフラ整備状況】から判断できるものについてのみ検討すればよろしいでしょうか。 | 原則、ご理解のとおりですが、現時点で想定していない支障が生じた場合には、その対策について、事業者は市と協議するものとします。 |
| 87 | 資料-1 要求水準書(案) | 36 | 27 | 第2章_第5節_1.土木建築性能_2)新工場棟の建設工事(1)既存付帯施設等の解体工事等.i)その他 | 既存付帯設備の解体において「アスベストの有無について調査を行う」とありますが、対象解体物にアスベストが含まれていると解釈してよろしいでしょうか。 また、含まれている場合、付属棟それぞれについて、飛散型・非飛散型の区分、使用場所、形状(ボード、吹付けなど)及び解体数量をご教示願います。 | NO.26の回答を参照して下さい。 |
| 88 | 要求水準書(案) | 36 | 27 | 第2_第5_1.2)_(3)_i) | アスベストの有無について調査を行いとありますが、貴市に連絡すれば、入札公告前でも調査することは可能でしょうか。 | ご理解のとおりですが、その費用については事業者による負担とし、市ではその調査費用について一切の責任を負いません。 |
| 89 | 資料-1 要求水準書(案) | 37 | 28 | 第2章_第5節_1.2)_(2)_b)見学者及び一般利用者のスペース | 【別添-10:建築計画図(参考図)】の内観パースを参考とすること。とありますが、ご指示の添付資料内に当該パースがありません。ご提示願います。 | 内観パースについては事業者による提案とします。資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 90 | 資料-1 要求水準書(案) | 37 | 29 | 第2章_第5節_1.2)_(2)新工場棟の建築工事等 | b)「内観パースを参考」とありますが、内観パースの添付が無いように思われますので、ご提供願います。 | NO.89の回答を参照して下さい。 |
| 91 | 資料-1 要求水準書(案) | 38 | 8 | 第2章_第5節_1.3)_(1)_a)新管理棟 | 「市民から持込みごまれる受付については、事務室内の車路側に設けたカウンターを介して市が行う想定とする。」とありますが、p.37の17行目にプラットホームに、「一般者の持込みごみの精算機を設置」とありますので、受付業務は、プラットホームにて行うものと解釈しますがよろしいでしょうか。 | 市民の持込みごみについては、一度、市にて確認するものとし、プラットホームでの精算については事業者にて対応するものとします。 |
| 92 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 11 | 第2章_第5節_1.土木建築性能_3)新管理棟等の建設工事(1)新管理棟等の建築工事等.c)既存付帯施設に伴う仮設建屋の設置 | ・新工場棟を建設してから既存クリーンセンターが残置している期間に設置する仮設事務所が必要な大きさ(広さは、p.37.a)必要諸室等)に記載されている「12名が執務可能」なスペースとの理解でよろしいでしょうか。 また、フロアを2階建てに分割したレイアウトでもよろしいでしょうか。 さらに必要となる備品類につきましても想定されている範囲内でご教示願います。 | ご理解のとおり、12名が執務できるスペースを確保してください。また、フロアを2階建てに分割したレイアウトでも構いませんが、一般の持込みごみの受付を行うため、窓口業務が入るスペースを1階に確保して下さい。備品等については、市にて用意するものとし、資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 93 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 16 | 第2章_第5節_1.3)_(1)_d)その他 | その他付帯施設は事業者提案と考えるよろしいでしょうか。特に想定されるものあればご教示願います。 | ご理解のとおりです。特に、市から指定するものではありません。 |
| 94 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 17 | 第2章_第5節_1.3)_(2)既存煙突耐震補強等の建設工事 | ・煙突外筒の耐震補強計画を行うにあたり、煙突(外筒、内筒含む)に関する組立図、構造図、構造計算書、等の情報をご提供願います。 また、別途御市発行の「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画」p.8に記載の「コア抜き調査」の結果につきましてご提供願います。 | 既存の煙突外筒に関して、入札時に必要な資料があれば、市から提供します。 なお、資料の提供方法については、入札時までに事業者は直接市を訪問し、PDFデータを受領の上、入札時までにデータを返却して下さい。 |
| 95 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 17 | 第2章_第5節_1.3)_(2)既存煙突耐震補強等の建設工事 | 既設操業計画は事業者提案の範囲外と理解しておりますが、既設工場の操業計画と煙突内筒更新工事は関連性が高いものと考えます。既存煙突の耐震補強等の建設工事につきましては、御市での実施をご検討頂けないでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 96 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 26 | 第2章_第5節_1.3)_(2)既存煙突耐震補強等の建設工事 | に「煙突内筒は、ステンレス鋼製に更新を行うこと」とありますが、別途御市発行の「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画」p.8では「内筒については、交換する計画としているが、・・・再使用の可否について技術的な検討を行う。」との記載があります。要求水準書(案)に記載の「更新を行う」が御市の結論との理解でよろしいでしょうか。それとも技術検討結果によっては再使用を提案することも可能でしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおり、内筒については事業者により更新を行うものとします。 |
| 97 | 資料-1 要求水準書(案) | 39 | 33 | 第2章_第5節_1.3)_(2)既存煙突耐震補強等の建設工事 | 「排気筒(臭突)を設置すること。」とありますが、どのようなものを想定されておりますでしょうか。 | 脱臭設備で処理した臭気を排出する設備で煙突(内筒)と同等の設備を想定しています。 |
| 98 | 資料-1 要求水準書(案) | 41 | 7 | 第2章_第5節_2.4)_(3)床 | 「清掃・水洗い等を考慮した構造」とありますが、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。室毎に特にご指定がある場合にはご教示願います。 | ご理解のとおりです。特に指定はありません。 |
| 99 | 要求水準書(案) | 42 | 11 | 第2_第5_3.1)_(2) | 溶接機補修用電源開閉器は・・・ホッパステージ、プラットホーム、・・・設ける。とありますが、プラットホームでの溶接機使用の作業はごみビット火災にも繋がるため、極力行わないようにしております。そのため、設置場所はプラットホーム室外近傍に設置し、万一の時はそこから、引き回す形でよろしいでしょうか。 | 事業者による提案とします。 |
| 100 | 資料-1 要求水準書(案) | 42 | 24 | 第2章_第5節_3.1)_(4)放送設備 | 新管理棟事務室の「ロッカー型防災アンプ」は、消防法上非常放送設備の設置が必要ない場合でも、消防法対応のアンプを設置するものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---------------|----|----|--|--|--|
| 101 | 資料-1 要求水準書(案) | 42 | 24 | 第2章_第5節_3_1_(4)放送設備 | 新管理棟事務室の「ロッカー型防災アンブ」の放送対象エリアは、新管理棟内のみと考えてよろしいのでしょうか。新管理棟外にも放送する場合、新管理棟が完成するまでの期間の放送設備の対応につきまして、ご教示願います。 | 新管理棟が竣工するまでは、仮設事務所に設置するものとします。 |
| 102 | 資料-1 要求水準書(案) | 43 | 31 | 第2章_第5節_3_2_(3)給湯設備 | 「個別給湯方式とする。給湯は循環使用とする。」とありますが、個別給湯の場合、給湯箇所ごとに小型のガス給湯器や電気給湯器を配置し、上水を直接加熱しますので、循環稼働は無く、また、給湯を循環使用する場合は、蒸気による給湯熱交換を設置して、各給湯箇所を経由した循環使用となると考えます。給湯設備に対する市販のお考えをご教示願います。 | 個別給湯方式とします。 |
| 103 | 資料-1 要求水準書(案) | 45 | 18 | 第2章_第6節_1_2_(1)概要 | 「現在、市本庁舎、市総合体育館(温水プール、第四中学校の温水プールを含む)に低圧蒸気を提供しているため、新工場稼働稼働後も同様に供給するものとする。」とありますが、以下の項目についてご教示願います。 ・各施設の蒸気供給の供給熱量、年間(バーン(別添-15-2:蒸気利用実績を使用するのであればその旨ご指示下さい。)) ・蒸気条件(圧力、温度) ・戻り復水の温度 | 原則、別添15-2のデータを使用して検討するものとし、事業者による提案とします。 蒸気条件については、末端機器(蒸気吸収式冷凍機等)での常用圧力は0.68MPa(最高圧力は0.98MPa)とし、供給圧力は0.8MPa、175 程度を想定していますが、事業者による提案で設定するものをご理解下さい。 戻り復水温度は、市総合体育館は約90、市本庁舎は約60 とします。 |
| 104 | 資料-1 要求水準書(案) | 45 | 27 | 第2章_第6節_1_2_(1)概要 | 「1系列に1基を設置する。」とありますが、余熱利用設備や灰出設備のコムベヤ類等、共通設備については2炉共通で1系列との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 105 | 資料-1 要求水準書(案) | 47 | 20 | 第2章_第6節_1_2_(2)受入供給設備 | 「f)ごみピットに「有効容量:ピットシュート上端までで・・・」との記載がありますが、別添-10の配置計画図を基に定格処理量6日分以上を確保すると、ごみピット深さがIFL-2700程度となります。地下掘削量が非常に大きくなり、工程コストが大幅に増大すると共に、環境影響も大きくなります。有効容量をプラットホームレベルまで変更して頂けないでしょうか。 ・また、上述の条件変更如何によらず、別添-2ボーリング調査結果でご提供頂いている情報では、深さ方向の情報も不足いたしますので、深さ30m程度までのボーリング調査を追加して頂き、情報をご提供頂けますようお願いいたします。 | ピットシュート上端までとは、プラットホームレベルと同義とご理解下さい。入札公告時に括弧書きで追記します。 ボーリング調査については、施設整備企業が設計段階において必要場合には、事業者負担にて追加ボーリング調査の実施をお願いします。 |
| 106 | 資料-1 要求水準書(案) | 47 | 28 | 第2章_第6節_1_2_(2)_f)ごみピット | 「ごみピット粉じん防止の散水装置を設ける。」とありますが、当該散水対象は、大型可燃性ごみ破砕装置の破砕物と考えてよろしいでしょうか。 | 可燃ごみ全般を対象とします。 |
| 107 | 資料-1 要求水準書(案) | 47 | 32 | 第2章_第6節_1_2_(2)_g)ごみピット消火装置 | 「ノズルは、ごみ投入扉毎に設置するほか、その他必要な箇所に設置する。」とありますが、ごみピット消火装置は、当社多数実績のある旋回・俯仰可能なノズルを有する消火放水銃を想定しておりますので、投入扉毎の設置は不要と考えてもよろしいでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)の「ノズルは、ごみ投入扉毎に設置するほか、その他必要な箇所に設置する。」を「基本的には消火放水銃を2台以上設置するものとし、台数等については事業者による提案とします。」に修正します。 |
| 108 | 資料-1 要求水準書(案) | 50 | 5 | 第2章_第6節_1_2_(3)_d)助燃装置 | 「焼却炉の昇温及び降温時において、ダイオキシン対策に必要な温度(850 以上)に昇温及び降温可能なものとする」とありますが、立上げ中の排ガスは、集じん装置及び薬剤噴霧装置にて有害ガスの除去が可能です。従って、助燃装置の容量は事業者提案としてよろしいでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 109 | 資料-1 要求水準書(案) | 50 | 28 | 第2章_第6節_1_2_(4)_b)必要な付属機器等での留意事項 | 「薬品は原則、タンクローリー車による搬入」とありますが、ご指定の7日分以上を確保した上で小容量タンク(200L以下程度)となる場合であれば、ハンディポンプ等を使用した薬品手投入方式を提案することは可能でしょうか。 | 事業者による提案とします。 |
| 110 | 要求水準書(案) | 50 | 28 | 第2章_第5節_1_1_(4) | 「ボイラ用薬液装置の容量は7日分以上を確保し、薬品は原則、タンクローリー車による搬入とする。」とありますが、薬品により、ローリー受けの必要なものもあります。薬品選定と受入方法は事業者提案としてよろしいでしょうか。 | 事業者による提案とします。 |
| 111 | 要求水準書(案) | 52 | 18 | 第2章_第6節_1_2_(6)_a) | 「蒸気タービンは抽気を可能とする構造とし、別途設けるコジェネレーション設備と連携して、本施設及び市本庁舎、市総合体育館における蒸気需要に追従して抽気量を制御可」となっていますが、タービン本体の抽気量を制御ではなく、後段の設備を含め総合的に追従可能な設備としての考え方で、よろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 112 | 資料-1 要求水準書(案) | 52 | 20 | 第2章_第6節_1_2_(6)余熱利用設備 | 「a)タービン発電装置に「蒸気需要に追従して抽気量を制御可能」とありますが、抽気量の制御は、流量制御ではなく本施設内に設ける低圧蒸気だめ力による圧力制御としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 113 | 資料-1 要求水準書(案) | 52 | 28 | 第2章_第6節_1_2_(6)_c)本事業計画地外の市本庁舎及び市総合体育館等への低圧蒸気の供給 | 現状のドレン回収方法についてご教示願います。 | 市本庁舎及び市総合体育館のドレン回収方法は、各蒸気利用機器から排水槽を経由し、圧送ポンプによって既存クリーンセンターの復水タンクへ戻っています。 |
| 114 | 資料-1 要求水準書(案) | 52 | 28 | 第2章_第6節_1_2_(6)_c)本事業計画地外の市本庁舎及び市総合体育館等への低圧蒸気の供給 | 低圧蒸気の供給条件(常用圧力・温度、最高圧力・温度、等)をご教示願います。 | 蒸気条件については、末端機器(蒸気吸収式冷凍機等)での常用圧力0.68MPa(最高圧力は0.98MPa)とし、供給圧力は0.8MPa、175 程度を想定していますが、事業者による提案とします。 |
| 115 | 要求水準書(案) | 52 | 28 | 第2章_第6節_2_1_(6)_c) | 「既設の低圧蒸気配管を利用し、市本庁舎及び市総合体育館(低圧蒸気配管を活用するにあたっては、現状の劣化状況を調査し、必要に応じて改修、補強等の措置を行うこと。）」とありますが、改修、補強等は、敷地境界までが事業者範囲としてよろしいでしょうか。 | 蒸気配管の所掌については、本事業計画地内までを事業者とします。ただし、資料-1の要求水準書(案)の記載を「本事業計画地内における低圧蒸気配管は事業者により更新するものとし、本事業計画地外の低圧蒸気配管は市にて更新または改修等を行うものとする。」に修正し、既設の低圧蒸気配管は本事業計画地内では再利用しないものとします。 |
| 116 | 要求水準書(案) | 52 | 28 | 第2章_第6節_1_2_(6)_c) | 「本事業計画地外の市本庁舎及び市総合体育館等への低圧蒸気の供給」となっていますが、熱交換された蒸気は復水となり本設備に返送いただけるかご教示願います。 | 復水として返送されるとご理解下さい。 |
| 117 | 資料-1 要求水準書(案) | 52 | 30 | 第2章_第6節_1_2_(6)余熱利用設備 | 「c)本事業計画地外」に「必要に応じて改修、補強等の措置を行うこと」とありますが、事業者で改修、補強を行う配管の範囲は、本事業計画地内迄との理解でよろしいでしょうか。 | NO.115の回答を参照して下さい。 |
| 118 | 資料-1 要求水準書(案) | 52 | 31 | 第2章_第6節_1_2_(6)_c)本事業計画地外の市本庁舎及び市総合体育館等への低圧蒸気の供給 | 現状の劣化状況を調査し、必要に応じて改修、補強等の措置を行う事とありますが、調査・改修等の取り合い範囲は、新工場稼働地内での取り合いとすることでよろしいでしょうか。 | NO.115の回答を参照して下さい。 |
| 119 | 要求水準書(案) | 54 | 11 | 第2章_第6節_1_2_(8)_a) | 不燃物選別装置(磁選機等)は、東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能・・・とありますが、これはp11に記載のエコセメント化施設への搬入基準と同じと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 120 | 要求水準書(案) | 54 | 11 | 第2章_第6節_2_1_(8)_a) | 「不燃物選別装置(磁選機等)は、東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能を有するものとする。ただし、鉄等の金属類が多く含有する場合には主灰の受入を拒否されるため、純度(鉄類等の除去率)95%以上を常時確保できる運用とすること。」とありますが、「純度(鉄類等の除去率)95%以上の定義をご教示下さい。 | 東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を踏まえ、重量比(乾ベース)とし、資料-1の要求水準書(案)に追記します。 |
| 121 | 資料-1 要求水準書(案) | 54 | 11 | 第2章_第6節_1_2_(8)_a)主灰搬出装置 | 「不燃物選別装置(磁選機等)は、東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能を有するものとする。」とありますが、その受入基準をご教示願います。 | NO.50の回答を参照して下さい。 |
| 122 | 資料-1 要求水準書(案) | 54 | 12 | 第2章_第6節_1_2_(8)_a)主灰搬出装置 | 「鉄等の金属類が多く含有する場合には主灰の受入を拒否される」とありますが、拒否された場合の主灰の処理方法、所掌についてご教示願います。 | 拒否された場合の主灰の処理方法・処理先については、市と協議し、市の承諾を受けるものとします。その処理費用及びそのために必要となる運搬費については事業者による負担とします。 |
| 123 | 資料-1 要求水準書(案) | 54 | 12 | 第2章_第6節_1_2_(8)_a)主灰搬出装置 | 主灰は、「純度(鉄類等の除去率)95%以上を常時確保できる運用とすること。」とありますが、現状も同様の運用を実施されているのでしょうか。この場合、新施設においても当該運用を満足するため、現状の不燃物選別機器構成についてご教示願います。 | 現状の機器構成を別添資料1に示します。ただし、新工場稼働での処理方法については事業者による提案とします。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---------------|----|----|--------------------------------|---|--|
| 124 | 資料-1 要求水準書(案) | 54 | 12 | 第2章_第6節_1.2)_(8)_a)主灰搬出装置 | 主灰は、「純度(鉄類等の除去率)95%以上を常時確保できる運用とすること。」とありますが、現状の主灰中の鉄類等の含有率をご教示願います。 | 平成23年度の実績値では、主灰中の鉄類等の含有率は約5%となっております。 |
| 125 | 資料-1 要求水準書(案) | 54 | 23 | 第2章_第6節_1.2)_(8)_c)飛灰貯留槽 | 「飛灰をジェットバックカー車等に積み込むために・・・」とありますが、ジェットバックカー車差ですので、適度な加湿を施した飛灰を天蓋付きダンプトラックで搬出することも可能と考えようと思います。 | 東京たま広域資源循環組合の飛灰の受け入れは、ノズルによる受入となるため、ジェットバックカー車とします。 |
| 126 | 要求水準書(案) | 56 | 6 | 第2章_第6節_2 | 不燃・粗大ごみ処理施設計画に記載されているストックヤードとは、P33 洗車・ストックヤードエリアに記載されているストックヤードと同一と考えようと思います。また、その場合、ストックヤードにて、貯留する物と貯留容量をご教示願います。 | ご理解のとおり、同一のものになります。ストックヤード面積については別添-10建築計画図(参考図)を参照して下さい。 |
| 127 | 資料-1 要求水準書(案) | 56 | 28 | 第2章_第6節_2.1)_(5)有害ごみ等 | ライターのガスが残っている場合は、ごみピットでの発火の恐れがあるため、ペール缶などに入れ、ごみホッパー投入する方法が良いと考えます。 | ご理解のとおりです。ごみピット内で発火しない対策を講じていけば、処理方法については規定はありません。 |
| 128 | 資料-1 要求水準書(案) | 56 | 30 | 第2章_第6節_2.1)_(5)有害ごみ等 | ガスボンベ、スプレー缶は、分別収集されているものと判断します。 | ご理解のとおりです。 |
| 129 | 資料-1 要求水準書(案) | 56 | 32 | 第2章_第6節_2.1)_(5)有害ごみ等 | 「蛍光管については、蛍光管破砕機で破砕し」とありますが、蛍光管の処理量をご教示願います。 | 平成23年度の蛍光管処理量の実績は、破砕物で19.16t/年、未破砕物で2.0t/年の合計21.16t/年です。 |
| 130 | 資料-1 要求水準書(案) | 56 | 32 | 第2章_第6節_2.1)_(5)有害ごみ等 | 蛍光管破砕機の水銀を含む交換フィルターは、市販で処分されるものとしてよろしいでしょうか | 事業者にて実施するものとします。 |
| 131 | 要求水準書(案) | 56 | 39 | 第2章_第6節_2.2) | 粗大ごみはストックヤードで分別して、再生化可能品は市が指定する施設へ搬出とありますが、資材が指定する施設をご教示願います。 | エコプラザ(仮称)が竣工する平成31年5月末までは、本事業計画地内の市が指定する場所に搬出するものとします。エコプラザ(仮称)が竣工後の平成31年6月以降は、エコプラザ(仮称)に搬入するものとします。 |
| 132 | 要求水準書(案) | 57 | 13 | 第2章_第6節_2.2)_(2)_b) | 「搬入物チェックのためダンピングボックスを設ける」となっていますが、ダンピングボックスは、投入庫の前に設置し搬入を行うとの主旨と解釈すればよいでしょうか。又は、ダンピングボックス用の扉と投入扉は別に設置するとの主旨でしょうか。 | ご理解のとおりです。ダンピングボックス用投入扉を1門設置するため、搬入扉両りダンピングボックスに投入する扉の設置は不要です。 |
| 133 | 資料-1 要求水準書(案) | 57 | 15 | 第2章_第6節_2.2)_(2)_a)投入供給装置 | 「b)投入扉及びダンピングボックス」及び「投入扉1門、ダンピングボックス1門とありますが、別添-10建築計画図の平面図では不燃ごみピットに1門となっています。投入扉付きのダンピングボックスを1台設置するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 134 | 資料-1 要求水準書(案) | 58 | 13 | 第2章_第6節_2.1)_(3)破砕設備 | 破砕機の選定において、処理最大寸法(mm×mm×mm)のご指定がありましたらご教示願います。 | 処理対象物の最大寸法については、別添資料2を参考に事業者にて検討して下さい。なお、別添資料2で示す最大寸法以上の受け入れ条件については、事業者による提案とします。 |
| 135 | 要求水準書(案) | 59 | 1 | 第2章_第6節_2.2)_(6) | 有害ごみ(乾電池、蛍光管)の保管量は、有害ごみとして乾電池+蛍光管で10t分貯留できれば宜しいのでしょうか。若しくは乾電池、蛍光管を各10t分貯留できればよろしいのでしょうか。ご教示願います。 | 有害ごみ(乾電池、蛍光管)の保管量は、乾電池+蛍光管で10t分貯留できるものとします。 |
| 136 | 資料-1 要求水準書(案) | 60 | 14 | 第2章_第6節_3.1)_(1)給水設備 | 生活用、プラント用の他に定義されています「建築用」受水槽につきまして、どのような用途を想定されているのか、ご教示願います。 | 建築用は生活用とし、資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 137 | 資料-1 要求水準書(案) | 60 | 14 | 第2章_第6節_3.1)_(1)給水設備 | ・「高架水槽」との記載がありますが、ポンプ圧送式の採用を含めて給水システムを事業者提案とさせて頂くことは可能でしょうか。 また、同項目に「高架水槽の容量は、平均使用量の30%程度」とありますが、これは全系統(プラント冷却水等、循環量が大い系統も含め)に適用されるのでしょうか。 | 給水システムについては、事業者による提案とします。高架水槽の容量については、全系統に適用するものとします。 |
| 138 | 要求水準書(案) | 60 | 18 | 第2章_第6節_3.1)_(2) | に「下水道(引込予定)」とありますが、既設位置とは別に、新しく引込予定があるのでしょうか。引込む場合は、位置等をご教示下さい。 | 既設位置のみとします。 |
| 139 | 資料-1 要求水準書(案) | 60 | 21 | 第2章_第6節_3.1)_(2)排水処理設備 | ・「その他本事業計画地内の他施設からの排水についても対応できるように」との記載がありますが、取合点は1箇所との理解でよろしいでしょうか。 また、取合位置と流入排水量、排水水质をご教示願います。 | 現在、市にて検討中ですが、本事業計画地内の他施設からの排水については、想定しておりません。そのため、入札公告時において、市の検討結果を踏まえ、資料-1の要求水準書(案)を修正します。なお、エコプラザ(仮称)については、雨水は既存の浸透槽を再利用し、また各種排水については下水道に放流することを想定していますが、市での整備となります。 |
| 140 | 要求水準書(案) | 61 | 31 | 第2_6_3_2)_(2)受変電設備 | 「電力会社より特別高圧(公称電圧66,000V)を受電し、」と記載ありますが、2回線受電(常用・予備)で計画すれば宜しいでしょうか。また、受電に係わる電力工事負担金は、他の電気工事の改良工事と同じく市販の負担として考えておりましたが、よろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 141 | 資料-1 要求水準書(案) | 61 | 33 | 第2章_第6節_3.2)_(2)受変電設備 | 市本庁舎への予備電源1回線受電については、協議・設計が本工事の範囲となっております。予備電源工事に係る盤類改造工事、配線工事等については御市にて実施との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、総合調整などは本工事にて実施するものとします。 |
| 142 | 資料-1 要求水準書(案) | 62 | 22 | 第2章_第6節_3.2)_(3)配電設備 力率改善のデック | 力率改善コンデンサの改善後の力率を95%以上とされており、本施設から給電を行う市本庁舎、市総合体育館並びに緑町コミュニティセンター側は、各々で力率改善コンデンサを設置されており、且つ95%以上とされているものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。全て、高圧一括で力率改善(進相コンデンサ)しており、95%以上の力率改善が可能な状態と想定して下さい。 |
| 143 | 資料-1 要求水準書(案) | 62 | 30 | 第2章_第6節_3.2)_(5)常用コージェネレーション設備 | 別添-15余熱活用方策に常用コージェネレーション設備の発電容量が1500kWとの記載がありますが、これはご指定でしょうか。それとも、配置スペースをコンパクトにする、等のメリットを提示することで、発電容量を事業者にて提案することは可能でしょうか。 | 発電容量は指定ではありません。スペースや運用における環境性能、防災性能、経済性を考慮の上、事業者による提案とします。 |
| 144 | 要求水準書(案) | 62 | 32 | 第2_6_3_2)_(5)常用コージェネレーション設備 | 「非常時対応となっている市本庁舎、市総合体育館の継続的施設運用を可能な容量」とは、別添-15に示されている負荷としてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 145 | 資料-1 要求水準書(案) | 62 | 33 | 第2章_第6節_3.2)_(5)常用コージェネレーション設備 | 本設備にて非常用・保安用電源をまかなう事となっておりますが、所轄消防署側とは別途保安電源用の非常用発電機設置が不要としてご確認済みと理解してよろしいでしょうか。 | 現在、市で検討中ですが、以下の仕様を満足するように、事業者にて提案するものとします。 【常用・非常用兼用の条件】 兼用機の設置容量は、1台で非常用(防災)負荷を十分分担できる容量とすること。 単機設置の場合、オーバーホール等長期停止が必要な時は、予備電源(電源車等)の準備が必要 非常時には、40秒以内の非常(防災)用負荷への電力供給が行えるもの。 |
| 146 | 資料-1 要求水準書(案) | 62 | 33 | 第2章_第6節_3.2)_(5)常用コージェネレーション設備 | 常用コージェネレーション設備において、非常時対応として緑町コミュニティセンターへの継続的施設運用可能な電力容量を見込まないのでしょうか。(別添-15-1:余熱活用方策(市の考え方)の中では、非常時、緑町コミュニティセンター20kWの電力需要が見込まれています。) | ご理解のとおり、資料-1の要求水準書(案)を「更に非常時対応となっている市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターの継続的施設運用を可能な容量とする」に修正します。 |
| 147 | 資料-1 要求水準書(案) | 62 | 39 | 第2章_第6節_3.2)_(5)常用コージェネレーション設備 | 常用コージェネレーション設備は、都市ガスを燃料としたガスタワーピン以外の提案は不可との理解でよろしいでしょうか。 | 常用コージェネレーション設備は、環境性、防災性、経済性を総合的に判断した上で、最適な仕様を事業者によって提案するものとします。ただし、燃料については都市ガス指定とします。 |
| 148 | 資料-1 要求水準書(案) | 63 | 17 | 第2章_第6節_3.3)計装設備 | ・「周辺施設も含めた各施設間相互に関連する所要の情報やデータについては、情報通信網を介して接続させること」と記載されております。周辺施設とは具体的にどの施設の事を計画されていますでしょうか。 また、情報やデータの内容及び情報通信網について、具体的に計画されているものがありましたらご教示願います。 | 周辺施設には、市本庁舎、市総合体育館、緑町コミュニティセンターを計画しています。 具体的な情報設備計画はありません。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---------------|----|----|--------------------------------------|---|---|
| 149 | 資料-1 要求水準書(案) | 63 | 32 | 第2章_第6節_3.3)計装設備 | 「各施設においては、非常停止ボタンにより」とありますが、焼却炉やタービン発電機等、特に非常停止ボタンが必要と考えられる施設以外の、通常の運転-停止ボタンで安全に停止できると事業者が判断する施設については停止ボタンのみとすることは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 150 | 資料-1 要求水準書(案) | 64 | 10 | 第2章_第6節_3.3)計装設備 | 排ガスステータの表示板について「設置位置等は市と協議」と記載されていますが、要求水準書(案)のp.34の外構の項目で「本事業計画地南側及び市本庁舎(階ホール)」と位置指定がされています。p.34の記載が正との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 151 | 資料-1 要求水準書(案) | 64 | 36 | 第2章_第6節_3.4)_(2)その他共通仕様 | 「b)歩廊・点検台等」に「各階床面及び主階段を活用することを原則」とありますが、「主階段」とは別添-10建築計画図の各階平面図におけるA通り×11-12通りのR階段を想定されているのでしょうか。 炉室・排ガス処理室エリアの作業動線としては、作業効率を考慮し、該当エリアに設置するプラント歩廊・階段(グレーチング)を主動線として活用することが一般的と考えます。プラント主要機室エリアにつきましては、プラント歩廊・階段を活用するものとして提案することは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 152 | 資料-1 要求水準書(案) | 66 | 9 | 第2章_第6節_3.4)_(2)_(m)配管、配線、ダクト及び機器据付等 | 国土交通大臣官庁官庁管理監督部監修の各書類の「最新版」とは、契約時点の最新版との理解でよろしいでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)第2章第6節の3(4)の(2)のm)において「(いずれも最新版)」は「(八礼書の提出時点で最新版)」に修正します。 |
| 153 | 要求水準書(案) | 67 | 9 | 第3章_第1節_2. | 「(3) 定款において、監査役を置くことを規定していること。」とありますが、施設運営企業の監査役が兼務することで、よろしいでしょうか。 | 運営事業者の監査役を施設運営企業の監査役が兼任することは差支えありません。 |
| 154 | 要求水準書(案) | 68 | 7 | 第3章_第1節_4.運営事業者の財務に関する事項 | 「市が複数年単位で均して支払う補償費」とありますが、複数年単位とは何年単位を想定しているのか、ご教示願います。 | 市は、補償費について施設運営業務の開始年度から7年目までの期間、8年目から14年目の期間、15年目から20年目までの期間において、それぞれの期間における補償費の総額をそれぞれの期間で均して支払うことを想定していますが、詳細については入札公告時に示します。 |
| 155 | 要求水準書(案) | 69 | 1 | 第3章_第2節_6. | それぞれ7日以内とありますが、7営業日以内としてよろしいでしょうか。 | ご指摘をふまえ、資料-1の要求水準書(案)第3章第2節の6)において「7日以内」とあるのを「7日以内(閉庁日を除く。)」に修正します。 |
| 156 | 要求水準書(案) | 69 | 8 | 第3章_第2節_7. | (2)市が支払を行うための確認資料として、半期にかかる計算書類を各支払時期に対応する業務履行期間終了後10日以内に市に提出する。半期にかかる計算書類は、上記に定める計算書類に準じるものとします。とありますが、半期とは4半期とのことでよろしいでしょうか。また、10日以内とありますが、10営業日以内としてよろしいでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)第3章第2節の7(2)において「10日以内」とあるのを「10日以内(閉庁日を除く。)」に修正します。 |
| 157 | 資料-1 要求水準書(案) | 70 | 15 | 第4章_第1節_2事業者によるモニタリング | セルフモニタリング計画書の項目、内容、作成資料は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。想定されている項目等がありましたらご教示願います。 | セルフモニタリング計画書の項目、内容、作成資料等については、事業者による提案とします。 |
| 158 | 要求水準書(案) | 71 | 1 | 第4章_第1節_3_1) | (1)一般廃棄物処理施設設置届出等市が策定した生活環境影響調査報告書は、いつ頃開示頂けますでしょうか。 | 今年度10月以降の実施し、12月までには最終版として公表・縦覧することを想定しています。 |
| 159 | 資料-1 要求水準書(案) | 71 | 26 | 第4章_第1節_3_2)建築デザイン設計業務 | 「建築デザイン設計業務を行うに当たっては専属の担当者を配置」とありますが、担当者の条件(経験、等)はございますでしょうか。 | 担当者は一級建築士とします。その他については事業者による提案とします。 |
| 160 | 要求水準書(案) | 72 | 26 | 第4章_第1節_3_4)実施設計業務 | 「(10)市の要望による設計内容変更に伴う実施設計費用であつても、原則、施設整備企業の負担とする。」とありますが、変更理由が市が趣意である以上、その実施設計費用は、原則、市費にてご負担頂けるものと考えます。 | 市の要望により要求水準書を変更し、又は施設整備企業に設計図書を変更させた場合の実施設計費用及び工事費の増加については、資料-4の施設整備請負契約書(案)第33条に定めるところによるものとします。 |
| 161 | 資料-1 要求水準書(案) | 72 | 26 | 第4章_第1節_3_4)実施設計業務_(10) | 「市の要望による設計内容変更に伴う実施設計費用であつても、原則、施設整備企業の負担とする。」とありますが、変更理由が市が趣意である以上、その実施設計費用は、原則、市費にてご負担頂けるものと考えます。 | No.160の回答を参照して下さい。 |
| 162 | 要求水準書(案) | 74 | 1 | 第4章_第2節 | 別添11段階整備計画図にある車両通行用架台を通る車両の車種及び通行重量をご教示願います。 | ごみ運搬車両を想定しています。 |
| 163 | 要求水準書(案) | 74 | 1 | 第4章_第2節 | 別添11段階整備計画図にあるリサイクル工房(プレハブ)等は費市で撤去または移設されるとの理解でよろしいでしょうか。 | リサイクル工房及び倉庫(共にプレハブ)は、事業者による撤去とします。資料-1の要求水準書(案)の第5節目、2) (1)既付常設施設等の解体工事等に、リサイクル工房及び倉庫(共にプレハブ)の解体・撤去を追記します。 |
| 164 | 要求水準書(案) | 74 | 1 | 第4章_第2節 | 既存クリーンセンターの解体及び撤去工事が別途発注となっていますが、新管理棟等の建設工事等が長期にわたって実施されるため、事業者が提案する施工計画に基づくことになっていきますので、事業者の事業範囲にして頂けませんでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 165 | 資料-1 要求水準書(案) | 74 | 33 | 第3章_第2節_建設業務_2.工事の開始_2)工事の開始前 | 監理技術者の申請については、「(2)現場代理人及び主任技術者等通知書」の申請と同時に提出してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 166 | 要求水準書(案) | 75 | 18 | 第4章_第2節_4.施工前の許可 | 「市が担当する必要がある業務が生じた場合には、市が協力する。」とありますが、「市が担当する必要がある業務が生じた場合には、市に協力するものとする。」と読み替えてよろしいでしょうか。 | ご指摘をふまえ、資料-1の要求水準書(案)第4章第2節の4を修正します。なお、許可の取得等については、資料-4の施設整備請負契約書(案)第31条の規定を参照して下さい。 |
| 167 | 資料 要求水準書(案) | 75 | 20 | 5.施工時の周辺住民への説明等 | 「周辺住民への説明及び工事協定の締結を行うこと。」との記載がございしますが、工事協定の締結に際し、周辺住民の方より要求水準書の前提条件を超えた内容(具体的には、土曜日作業の中止等)による締結を要望された場合、かかる内容に対応したことに伴う工期の延長及び増加費用の精算については、要求水準書の変更等として、対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 168 | 要求水準書(案) | 75 | 23 | 第4章_第2節_4.施工時の周辺住民への説明等 | 「本施設の施行に当たって、-工事協定の締結を行うこと。」とありますが、工事協定の協議の相手方、締結者について、ご教示願います。 | 現武蔵野クリーンセンターの運営等に關する諸問題を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、周辺地域3団体(吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、武蔵野緑町二丁目三番地地域住民協議会)委員の各3名と市側委員2名の11名によって構成される団体である武蔵野クリーンセンター運営協議会などを想定しています。 |
| 169 | 資料-1 要求水準書(案) | 75 | 26 | 第3章_第2節_建設業務_6.地元雇用 | 地元の雇用促進についての配慮事項等とは、解体工事及び建設工事における直接的な作業(工事作業員など)との解釈でしょうか。 | 事業者による提案とします。 |
| 170 | 資料-1 要求水準書(案) | 76 | 9 | 第3章_第2節_建設業務_8.環境保全 | ・(3)「主要搬入道路から工事現場までの道路に、交通誘導員を配置する」とありますが、工事車両が使用できる具体的な道路・ルートをご教示願います。 また、誘導員の配置場所にご指定がありましたらご教示願います。 | 原則、本事業計画地南側の既存出入口とします。ただし、必要に応じて、本事業計画地東側に出入口を設置する場合には、事業者において道路管理者等と協議し、設置するものとします。 |
| 171 | 資料-1 要求水準書(案) | 76 | 13 | 第4章_第2節_8.環境保全_(4) | 「市が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守すること。」とありますが、本調査書の公開時期をご教示願います。 | NO.158の回答を参照して下さい。 |
| 172 | 要求水準書(案) | 77 | 12 | 第4章_第2節_10. | 別添11段階整備計画図にある既存プラント工事エリアは、仮設事務所等の設用地と考慮してよろしいでしょうか。また、仮設用地(仮置き場、駐車場等)を本事業計画地外に設置することは、可能でしょうか。 | 原則、仮設事務所等の仮設用地は、既存プラント工事エリアに設置することはできませんが、事業者管理用地内において仮設用地を確保することが困難と事業者が判断する場合には、設計段階において市と協議できるものとします。ただし、仮設用地の位置、規模については、既存プラント工事と調整するものとし、設計段階において市と協議し、最終決定するものとします。 |

| 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|---------------|----|----|--------------------------------------|---|--|
| 資料-1 要求水準書(案) | 77 | 14 | 第3章_第2節_建設業務_10.仮設 | 通勤車両の駐車場や工事用資材置場及び機器の地留場等のスペース確保は工事遂行上必要不可欠と考えられますが、本事業における工事用地は非常に狭く、さらに周辺地域での工事用地確保は非常に困難となっております。 (2)において、「仮設用地は本事業計画地内で確保するもの」とありますが、本条件では工程・コスト共に増大することが避けられません。安全で円滑な工事遂行のためにも隣接グラウンドの工事用地使用が最適と考えられます。 周辺住民様協議会等の協議を経てご指定であることは理解しておりますが、隣接グラウンドを工事用地として使用することについて、再度ご検討頂けないでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 要求水準書(案) | 77 | 33 | 第4章_第2節_12. | 地中障害物は施設整備企業の負担により……ただし……予期しない大型の……とあります。大きさのみならず障害物、埋設物の物・性状によってはかかる費用も膨大となります。大きさだけでなく、性状や遺跡跡跡等も協議対象に含んでいただくようお願いいたします。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 77 | 34 | 第4章_第2節_12.地中障害物及び不発弾探査 | ・「予期しない大型の地中障害物が発見された場合には、施設整備企業は市と協議を行う」とありますが、「別添-2ボーリング調査結果」で予期できない地中障害物・汚染土壌は、処理費用・方法含め協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。 また、地中障害物・汚染土壌の処理により工程遅延等の影響が発生した場合には別途協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 77 | 34 | 第4章_第2節_12.地中障害物及び不発弾探査 | 「工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は施設整備企業の負担により適切に処分する。」とありますが、「地中障害物(不発弾含む)」は、施設整備企業側では予期できないため、工期遅延に伴う費用、撤去・処分費用は、市殿にご負担頂けるものと考えます。 | ご理解のとおりです。 |
| 要求水準書(案) | 78 | 11 | 第4_第2_14. | 「本施設の建設に伴って発生する建設廃棄物等は法令を遵守し、適切に処理又は処分すること。また工事に当たっては、掘削土が少なくなるよう土量バランスに配慮すること」とありますが、掘削土(残土)は自由処分と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 79 | 18 | 第4章_第2節_19.完成図書 | 土木建築、建築機械・電気、プラント工事の完成図書として、CADデータが含まれておりますが、CADデータには事業者側のノウハウの秘蔵に関する内容が多く含まれます。PDFデータの提出にてご了承願います。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。ただし、技術的に支障がある部分については削除しても構いませんが、その場合にはPDF等のデータについても合わせて提出するものとします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 82 | 8 | 第5章 施設運営業務 | 運営事業者はIS014001を取得することありますが、運営に関わる構成企業が取得していれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 要求水準書(案) | 83 | 35 | 第5章_第1節_3.対象施設 | (3)その他関連施設等のうち、「近隣公共施設までの電気供給設備等も含む」とありますが、近隣公共施設までの「まで」とは事業者管理用地の範囲外も含めるのでしょうか。ご教示願います。 | 範囲外(供給先)まで含まれるものとします。 |
| 要求水準書(案) | 84 | 5 | 第5章_第1節_4.施設運営業務における基本方針 | (6)「施設運営企業等が実施する、保証期間中の補修・改修事業に協力すること。」とありますが、「保証期間中」とは施設運営企業ではなく施設整備企業に關しての保証期間を指すのではないのでしょうか。ご教示願います。 | ご理解のとおりです。 |
| 要求水準書(案) | 85 | 30 | 第5_第1.5_.10) | 本施設の……市が行うものとする。ただし、炉の立ち上げ時などに稼働させず都市ガス……事業者の費用負担とする。とありますが、災害等による不可抗力原因の停止による(計画停止以外)の再立ち上げは市殿のご負担と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 85 | 31 | 第5章_第1節_5_.10)_1) 電気・都市ガス | 「電力事業者等との受給契約は市が行う」とありますが、本施設(新工場)の受給契約並びに、市庁舎の予備電源の契約についても御市にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 要求水準書(案) | 85 | 31 | 第5_第1.5_.10) | (2)電気・都市ガス以外のユーティリティにおいて、運営事業者自らが調達することありますが、施設運営企業が調達してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 85 | 36 | 第5章_第1節_5_.11) 保険への加入 | 所有者としての御市で加入される「建物保険」の内容(保険金額、補償内容、免責事項等)について、ご教示願います。 | 市は、本施設に關して(社)全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」に加入する予定です。 当該保険の概要については、入札公告時に提示します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 85 | 36 | 第5章_第1節_5_.11) 保険への加入 | 万が一、SPCの過失等(故意は除く)により、本施設の建物・設備に損害を与えた場合に、御市が建物保険等に加入されているケースでは、まず御市が加入する建物保険等の保険金を損害に充当し、当該保険金等不足する損害等につきSPCに損害賠償を請求するという対応は可能でしょうか。 | SPCの過失等(故意・重過失・法令違反は除く。)により、本施設の建物・設備に生じた損害に対し、市が付保している保険により保険金が支払われる場合には、市は当該保険金不足する損害につきSPCに損害賠償を請求することとなります。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 85 | 37 | 第5章_第1節_5_.11) 保険への加入 | 運営事業者は、御市が加入する保険以外の、任意で適切な保険(保険内容も含めて)を提案すればよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりであり、資料-5の運営業務委託契約書(案)第79条の規定を参照して下さい。 |
| 要求水準書(案) | 86 | 1 | 第5章_第1節_5_.11) 保険への加入 | 「事業者が提案する保険契約は、事前に市の承諾を得ること。」とありますが、市の承諾を得る時期はいつでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)第5章第1節の5の11)の記載内容については、資料-5の運営業務委託契約書(案)第79条の規定をふまえ、事前ではなく保険契約を締結したときに、その証券及び保険約款又はこれらに代わるものの写しを市に提出するように修正します。 |
| 要求水準書(案) | 89 | 11 | 第5章_第2節_2_.1)_4) | 処理不物の排除と返還について、「収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ、不燃・粗大ごみから排除された処理不物は、搬入者が特定できた場合は、市に報告すること。ただし、処理不物をごみビット投入後に発見してそれらを排除した時に、搬入者を判別できない場合には、破砕処理設備に搬入し、処理するものとする。」とありますが、破砕処理設備で処理が不適な処理不物は、市殿による処分にてよろしいでしょうか。 | 市が確認したものに限るものとします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 89 | 25 | 5章-2節-2_.1)-(4)- 処理不物の排除と返還 | 処理不物搬出の運営事業者負担は、本施設の破砕処理設備で処理が可能なものを除く各処理不物の全てに適用されるのでしょうか。 その場合、品目別に搬出先の所在地をご教示願います。 | ご理解のとおり、本施設の破砕処理設備で処理が可能なものを除く各処理不物の全てに適用されます。 ただし、処理不物の搬出は市が運搬するため、資料-1の要求水準書(案)第5章第2節-2_.1)-(4)の「なお、処理不物の搬出は運営事業者が負担すること。」を削除します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 89 | 26 | 第5章_第2節_2_.1)_4) 処理不物の排除と返還 | 剪定枝の取り扱いについての保管方法と処理についてご教示願います。 | プラットフォームに持ち込まれた剪定枝を市が用意する資源化施設への搬出用パッカー車に投入するまでを運営事業者の業務とします。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 90 | 22 | 5章-2節-2_.5)-(2) 灰出し設備の運転管理(飛灰処理物等処理) | ・エコセメント化施設稼働停止による薬剤処理、および維持管理に係る費用は運営事業者の負担でしょうか。 また、この費用は(実施方針別紙1に示す)リスク分担表の「不可抗力(施設運営)」に該当するのでしょうか。 | 市の負担とします。「不可抗力(施設運営)」に該当します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 90 | 22 | 5章-2節-2_.5)-(2) 灰出し設備の運転管理(飛灰処理物等処理) | エコセメント化施設稼働停止時には、飛灰処理物を「灰ビット」搬出とありますが、焼却主灰と飛灰処理物は区分けて保管する必要があると考えます。飛灰処理物専用のビットを別途設置するとの理解でよろしいでしょうか。 | エコセメント化施設稼働停止時の飛灰は、固化による溜出処理を行い、焼却主灰とは別途で貯留するものとします。なお、飛灰処理物の貯留方法については、事業者による提案とします。そのため、資料-1の要求水準書(案)の「灰ビットへ搬出すること。」を「貯留するものとします。」に修正します。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 91 | 32 | 5章-2節-3_.2) 有効エネルギー活用(電力供給等) | 「電力会社に売電すること」とありますが、本事業上の所掌としては契約、各種届出・請求・回収等の売電業務は御市にて実施との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 94 | 2 | 5章-2節-5 運転管理時の計測管理 | 表-4に示された計測管理項目及び頻度は稼働初期の内容が示されているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 資料-1 要求水準書(案) | 95 | - | 第5章_第2節_5_表-4 | 表欄外に「上記頻度のほかに別途市にて1回/年程度測定を行うことを想定している」とありますが、運営事業者範囲外で実施するものと判断します。 | ご理解のとおりです。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---|-----|----|---|--|--|
| 197 | 要求水準書(案) | 98 | 11 | 第5章_第3節_3. | 事業者管理用地内における植栽及び構内を巡回点検し〜とありますが、要求水準書(案)P3. 8.市が実施する業務範囲では、市管理用地内の外構工事等については事業者が実施するとの見解を、市管理用地内の樹木等植栽も事業者にて管理させていただきますでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 198 | 資料-1 要求水準書(案) | 98 | 20 | 第5章_第3節_4_1)警備・防犯(2) | 「管理対象外施設からの監視発報」について、どのような手段・方法でご連絡頂けるのか、ご教示願います。 | エコプラザ(仮称)及び市庁舎等からの監視発報については、有線及び電話等で連絡されるものと理解下さい。 |
| 199 | 要求水準書(案) | 99 | 1 | 第5章_第3節_5.2)見学者対応 | 来場者実績が記載されていますが、年間ではなく1回当たりの見学者数としての実績等があれば、ご教示願います。 | 見学者数の1回当たりの最大人数は、平成23年度実績において、学校関係者で最大104名、最少51名、その他関係者で最大45名、最少3名となっています。 |
| 200 | 要求水準書(案) | 99 | 5 | 第5章_第3節_5.3) | 環境学習やワークショップ等のサービスを提供する際、有料としてよろしいでしょうか。またその場合、収益は事業者の所掌としてよろしいでしょうか。 また、見学者スペースやコミュニティスペースを利用して、飲食物や物品の販売をしてもよろしいでしょうか。その場合、収益は事業者の所掌としてよろしいでしょうか。 | 運営事業者が環境学習やワークショップに必要な人員については運営事業者の負担とします。ただし、参加者が利用する材料費等において、市の承諾が得られた場合には「実費徴収」を行うことを可能とします。 原則、飲食物や物品の販売については、新工場棟の運営において不可分と市が承諾しない限り、不可とします。 |
| 201 | 資料-1 要求水準書(案) | 99 | 8 | 5章-3節-5-3)環境学習やワークショップ等のサービス提供 | 環境学習およびワークショップについて、既存施設での実施状況をご教示願います。 また、新工場で構築すべき内容、新たなご要望等、御市の意向があればご教示願います。 | 現状は、既存クリーンセンターにて、年1回環境フェスタや環境講座(1〜2ヶ月に1回)を実施しています。ただし、このイベントや環境学習については、市が継続的に実施するものとし、その他を事業者による提案とします。 |
| 202 | 資料-1 要求水準書(案) | 99 | 8 | 第5章_第3節_3)環境学習やワークショップ等のサービス提供 | サービスの提供に関しては、有無償提供としても評価に影響しないように配慮願います。 | サービスの有償・無償については、NO.200の回答を参照して下さい。 基本的に、無償が前提となっているため、事業者にとって同条件ではありませんが、評価には影響しないものとご理解下さい。 |
| 203 | 資料-1 要求水準書(案) | 104 | 1 | 第5章_第4節_業務期間終了時の引継ぎ業務 | 業務期間終了後も「15年間にわたり継続使用することに支障のない」また「5年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、本性能要件を満たしながら運転できる状態に引き渡す」との記載がありますが、業務期間終了後1年が経過した後の責任に関してはどのように理解すればよろしいでしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)第5章第4節については、概ね以下のように修正します。 施設運営期間の終了日の1年前から、施設運営期間の終了後も15年間にわたり継続使用することに支障のない状態であることを確認することとし、市と運営事業者は、当該確認の内容及び必要に応じて協議することとします。 また、運営事業者は、当該協議の結果を反映した修繕計画書に基づいて施設運営期間の終了日までに必要な修繕を行う他、必要となる資料を整備して市の承認を受けることとします。 施設運営期間終了後から1年の間に、運営事業者の施設運営業務の実施内容に起因する性能未達が指摘された場合は、運営事業者が改修等の必要な対応を行い、通常の施設運営に支障のない状態に改善することとします。 |
| 204 | 資料-1 要求水準書(案) | 104 | 13 | 5章-4節-2-(1)事業引継ぎ時における本施設の要求水準 | 性能確認検査の検査事項および試験方法をご教示願います。 | 施設引渡し時と同等とします。詳細については、事業引き継ぎ時に市と協議するものとします。 |
| 205 | 資料-1 要求水準書(案) | 104 | 28 | 5章-4節-3 事業契約終了条件及び性能未達時の対応 | ・「事業期間終了時において引き続き5年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく・・・」とありますが、「大規模な補修及び更新」に該当する条件についてご教示願います。 ・なお、各設備の補修及び更新には周期性があり、合理的な周期設定により事業期間終了後の5年間に補修及び更新が発生する可能性があることをご了承願います。 | NO.203の回答を参照して下さい。 |
| 206 | 資料-1 要求水準書(案) | 105 | 8 | 5章-4節-4-3)-(2) 事業期間終了時の取り扱いについての協議(運営業務全般に係る指導) | 「新たな運営事業者に対して約6ヶ月間指導期間を設け・・・」とありますが、この6ヶ月は本事業期間である平成49年3月31日までの期間内で設定するものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 207 | 資料-1 要求水準書(案) | 105 | 9 | 5章-4節-4-3)-(2) 事業期間終了時の取り扱いについての協議(運営業務全般に係る指導) | 運営指導の「費用は運営事業者が負担すること」とありますが、事業者側で発生する費用のみとし、新たな運営事業者及び御市で発生する費用は含まないものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 208 | 資料-1 要求水準書(案) | - | - | 別添資料リスト | 計画作業を進めるにあたり、支障無い範囲で各資料のデータ(CAD, Excel, Word, 等)を配布頂けないでしょうか。施行計画を行うにあたり、特に「別添-10 建築計画図(参考図)」の図面データを配布頂けますようお願いいたします。 | 全てPDFデータにて事業者に提供するものとします。 |
| 209 | 資料-1 要求水準書(案) | - | - | 別添資料リスト | 施行計画を進めるために必要となりますので、既存施設の煙突(内外筒)、煙道、周辺機器の図面をご提供願います。 | NO.94の回答を参照して下さい。 |
| 210 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-4-1 電気設備状況 | - | - | - | 図中の既存埋設配管(6.6kV)の解体は旧武蔵野クリーンセンターの解体範囲に該当するものとし、御市にて実施との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 211 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-4-2 ガス・上水整備状況 | - | - | - | 図中の各既存埋設配管において、事業者が撤去する範囲は、別添-11の新工場工事範囲内(緑鎖線枠内)との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 212 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-4-3 場内排水系統埋設配管図 | - | - | - | 図中の各既存埋設配管において、事業者が撤去する範囲は、別添-11の新工場工事範囲内(緑鎖線枠内)との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 213 | 別添-5 現況平面図(測量図) | 1 | - | - | 本資料のCADデータを取扱って頂けませんでしょうか。 | NO.208の回答を参照して下さい。 |
| 214 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-6 既存施設一覧 | - | - | 既存施設 図面 | 解体対象の施設のうち、洗濯場、駐車場、自転車置場の図面がございましたらご提示願います。 | 解体対象施設の図面については、入札公告時に別添資料として提示します。 |
| 215 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-6 既存施設一覧 別添-11 段階整備計画図 | - | - | 既存施設一覧 | ご提示頂いた資料より、既存施設の撤去・移設等の業務区分は以下の内容との理解でよろしいでしょうか。 対 象(撤去/移設/設置)・・・対応所掌 1)既設武蔵野クリーンセンター(解体)・・・御市 2)鉄橋(移設)・・・御市 3)パワ屋(移設)・・・御市 4)冷却塔(解体)・・・御市 5)風車(移設)・・・御市 6)冷却塔薬剤投入口(移設)・・・御市 7)仮設洗車エリア(新設)・・・御市 8)冷却塔周囲緩衝帯(解体)・・・事業者 9)煙突内塔(解体)・・・事業者 10)煙突外塔(耐震補強)・・・事業者 11)洗濯場(解体)・・・事業者 12)計量機(解体)・・・事業者 13)クラブハウス(解体)・・・事業者 14)駐車場(解体)・・・事業者 15)自転車置場(解体)・・・事業者 16)水道本管(移設)・・・事業者 17)埋設蒸気配管(撤去・切替)・・・事業者 18)既設クレーン北西緩衝帯(撤去)・・・事業者 19)仮設計量機(設置)・・・事業者 20)支払い窓口(休憩室を転用)・・・事業者 21)道路出入口(新設又は拡幅)・・・事業者 22)既存樹木(伐採・処分)・・・事業者 23)新管理棟建設中の仮設事務所(設置)・・・事業者 | 2)鉄橋(移設)は(移設)ではなく、事業者による(撤去)とします。 15)自転車置場(解体)については、既存クリーンセンター西側にありますが、特段、解体することはありません。 19)仮設計量機(設置)、20)支払い窓口(休憩室を転用)については、市による実施とします。 その他はご理解のとおりです。 なお、上記の回答に基づき、資料-1の要求水準書(案)を修正します。 |
| 216 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-10 建築計画図(案) | - | - | 配置図、他 | 本事業における工事前スペースは非常に狭く、工事前クレーン等重機スペースの敷地内確保が困難となっております。周辺住民様協議会等の協議を経てのご指定であることは理解しておりますが、「プラットフォーム地下化」につきまして、工期短縮等のメリットを提示した上で、プラットフォームを1階グラウンドレベルとして提案することは可能でしょうか。 | 資料-1の要求水準書(案)のとおりとします。 |
| 217 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-10 建築計画図(案) | - | - | 配置図、他 | ・別添-10によると、別添-11既存配置図に記載がある北側面のテラスコート、グラウンドとの間の柵や植栽類が削除されていますが、敷地境界付近はどのような計画を想定されているかご教示願います。 また、上記の撤去・改造工事につきまして、事業者で実施する範囲は、別添-11の新工場工事範囲内(緑鎖線枠内)との理解でよろしいでしょうか。 | 外構部分の詳細については事業者による提案とします。ただし、別添-10を参考に提案するものとします。実施範囲は、事業者管理用地内とします。 |

| 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 | |
|---------------|--------------------------------------|------|----------------------------|--|---|--|
| 218 | 別添10 | | 掘削深さ、工期の不足 | 掘削深さが深く土量も莫大(想定53000m3)であること、また地盤が固い。(10mを超える部分はN値50以上の砂礫層が続く)過去にこのような固い地盤を2.3m掘削した例はなく、500m3/日(想定、掘削深さ共)掘削できたとしても4.5月くらい必要になります。建物深さを浅くして工期の短縮を図った方が良いと思います。 | 地下部分の階高、配置等については事業者による提案とし、地下部分の掘削量を低減することを求めます。 | |
| 219 | 別添10 | | 掘削深さがバラバラ | 掘削深さがバラバラなので、仕切りのための親杭の数量が大きく、また地盤が固いので工期、コストともかかると考えられます。掘削深さを浅くすると共に、ある程度統一する必要があります。 | 地下部分の階高、配置等については事業者による提案とします。 | |
| 220 | 別添10 | | 地下面積が大きい、借地 | 地下面積は敷地の大部分を占めるため構台面積が大きくなります。埋戻しのための残土置き場を現場内に確保するのは不可能です。近くの空気を備用することが可能でしょうか。また地上工事と考えた北面の野球場を備用できれば理想的なのですが、許可していただけるでしょうか。(通期で備用したい) | NO.173の回答をご参照下さい。 | |
| 221 | 別添10 | | ヤードの不足 | 地上躯体のヤードが狭いので南側および東側の歩道を1m道路占有すべきと考えます。歩道が狭くなりますが許可していただければと思います。また、外周すべて200t-400tクラスのクレーンの重機道路として使用するの、洗車スペース(掘削時、生コン時等)材料のストックヤード、加工ヤード、事務所等を考えますと明らかにヤードが不足です。 | 原則、歩道の道路占有は行いません。ただし、必要に応じて、道路占有を実施する場合には、事業者において道路・交通管理者等と協議し、実施するものとします。 | |
| 222 | 別添10 | | 工期の不足、躯体労務量の不足 | 構造は不明ですが、SRC造一部S造と考えると、型枠大工、鉄筋工等の労務の不足状況が予想され、躯体が在来工法であるならば、躯体工期が予定より大幅に遅れることが予想されます。工期を厳守するならば大幅な躯体合理化工法(大型型枠工法、躯体のPCC化、エコ、環境の点からも有利)を採用すべきと考えます。但し、これも作業ヤード確保する必要があります。(過去の例から工期は地下15ヶ月、地上7ヶ月、仕上げ9か月くらいではないでしょうか。但し躯体合理化工法を採用しての工期です。) | 施工方法については事業者による提案とします。 | |
| 223 | 別添11 | | エコセンター新築工事時の塵突までの敷地西側の埋設 | 大型車がすれ違えるよう幅8mを確保が必要と考えます。(現状は6m程度) | 原則、別添11のとおりとします。 | |
| 224 | 別添11 | | 工事時の敷地東側のゲート数 | 掘削工量、生コン打設量、資材量が多いので東側に最低限ゲートを2箇所確保する必要があります。 | 原則、本事業計画地南側の既存出入口とします。ただし、必要に応じて、本事業計画地東側に出入口を設置する場合には、事業者において道路管理者等と協議し、設置するものとします。 | |
| 225 | 別添11 | | 工事時の敷地南側のゲートの位置と数、安全 | 南側ゲートの設置位置が向い側の市役所の駐車場出入口と交差すると、および現状のクリーンセンターのゴミ運搬車の出入口とほぼ平行にあるので、車両の動線が錯綜し、安全に支障をきたすと考えられます。ゲートを東側に寄せるべきです。また2、と同じ理由でゲートは2か所確保が必要であると判断されます。(計4か所) | NO.224の回答を参照して下さい。 | |
| 226 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11 段階整備計画図 | - | H25.10-H26.3 | 図中に「既存煙突耐震補強工事」との記載がありますが、これは新規設置するダクトを接続するための、外周の開口(工事現場開口を含む)を指すとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 227 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11 段階整備計画図 | - | H26.5-H28.10及びH28.11-H29.3 | 既設工場の操業計画と煙突内筒更新工事は関連性が高いものと考えます。相互の基本構想・計画がございましたらご教示願います。(既設操業計画は事業者提案の範囲外と理解しております) | 煙突内筒更新工事の施工方法等については、事業者による提案とします。煙突内筒更新工事の計画については、NO.94の回答を参照して下さい。 | |
| 228 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11 段階整備計画図 | - | H25.6及びH26.4 | 土壌(汚染)調査その1、2を御市で実施することが記載されています。その調査結果により汚染土があり、形態変更が必要と判断された場合、全ての土壌処理は御市が実施し、解体・建設工事における工程・工法・コスト等についてご協議頂けると解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 229 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11(段階整備計画図) | - | H29.4-6 | 御市仮設事務所に「仮設申請」と記載されていますが、具体的な内容を教示願います。 | 市の仮設事務所は、既存クリーンセンターの解体時の一時利用のため、仮設建築物として申請するものとご理解下さい。(建築基準法第85条第5項)。 | |
| 230 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11(段階整備計画図) | - | H29.4- | ・仮設事務所(武蔵野市)が設置されますが、仮設事務所への給電をどのように想定されているかご教示願います。 ・また、新工場の信号取合い等をどのように想定されているかご教示願います。 | 給電については、事業者による提案とします。その他市が運営するために必要な情報については、市と協議の上、決定するものとします。 | |
| 231 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11(段階整備計画図) | - | H30.10- | 本工事範囲外で施工されるエコプラザ(リニューアブル)に閉じて、本施設より電源供給が必要でしょうか。必要な場合、その方法について内容を教示願います。 | エコプラザ(仮称)には、新工場棟から低圧による電気供給が必要となります。供給量については、今後、市と協議の上、決定するものとします。 | |
| 232 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-11(段階整備計画図) | - | H26.5-H28.10及びH28.11-H29.3 | ・御市との協議の上、既設工場の灰ビット・金属搬出ゾーンの運営に支障の無い範囲で煙突周辺の工事区画の拡張を提案してよろしいでしょうか。 ・また、灰・金属搬出車両の具体的な移動時間についてご教示願います。 | ご理解のとおり、事業者にて提案しても構いませんが、設計段階において市と協議するものとします。 焼却灰搬出車両については、9:00-10:00、13:15-13:30の1日2回を想定しています。金属搬出車両(鉄・アルミ)については、8:30-10:00に1日1回を想定しています。 | |
| 233 | 別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方) | 2 | - | エコセンターの図中に「予備ボイラ」の記載がありますが、常用コジェネレーション設備による供給で代替可能と考えますので不要との理解でよろしいでしょうか。 | 常用コジェネレーション設備の適用方法と併せて提案して下さい。 | |
| 234 | 別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方) | 2 | - | エコセンターの図中に「非常・防災用弁」の記載がありますが、要求水準書内ではp.405.ユーティリティ条件では上水となっております。本施設整備では上水で計画することですよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、新工場棟は上水とします。 防災用弁については、エコプラザ(仮称)のリニューアブル工事において市で実施します。 | |
| 235 | 別添-15-2 蒸気利用実績 | 2 | - | 総合体育館システムの蒸気需要には、第四中学校の温水プール分も含まれているものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 236 | 資料-1 要求水準書(案) 別添-15-2(余熱活用方策(市の考え方)) | - | - | 本施設より、給電を行う市本庁舎、市総合体育館は各々非常用発電機が設置されています。各々の施設に設置される非常用発電機は本施設からの給電と並列運転は行わないものとの理解でよろしいでしょうか。(同期投入機能の有無が不明な為) | 並列運転を行います。非常用発電機はG回路系統のみへの給電を行い、新工場棟からの給電はその他の系統への給電を行う予定のため、同期投入機能については不要です。 | |
| 237 | 別添-15-1 余熱活用方策(市の考え方) | 2, 4 | 左側中段 | P.2及びP.4の1日目-2日目の表記及びグラフより、【市本庁舎】非常用発電機(定格容量240kW/441kWx2台)(発電量発電電力:約900kW)、【総合体育館】非常用発電機(定格容量441kWx2台/240kW)(発電量 発電電力:約200kW)との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 資料-2 基本協定書(案) | | | | | | |
| 238 | 資料 基本協定書(案) | 頭書 | 4 | 「(以下総称して「事業者」という。)」との記載がございますが、代表企業、各施設整備企業、各施設運営企業は、本基本協定書に特別の定めがない場合は、連帯して事業者としての責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。また、本協定書の他の条項との関係において「(以下総称して、又は個別に「事業者」という。)」との記載の方が過していると思われませんが、いかがでしょうか。 | ご理解のとおり、資料-2の基本協定書(案)の締結当事者である事業者を構成する代表企業、施設整備企業及び施設運営企業は、基本協定に特別の定めがある場合を除いて連帯して事業者としての責任を負うものとします。このため、資料-2の基本協定書(案)の締結については原文のとおりとします。 | |
| 239 | 資料 基本協定書(案) | 1 | 5 | ここで「事業契約」とは、実施方針書3頁21行目以下にて定義される「事業契約」と同義(「基本契約」、「施設整備請負契約」、「運営業務委託契約」を指す)との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。資料-2の基本協定書(案)第1条に定める事業契約は、基本契約、施設整備請負契約及び運営業務委託契約の総称である旨を基本協定書(案)別紙1の用語の定義に加筆します。 | |
| 240 | 資料-2 基本協定書(案) | 1 | 32 | 第4条.3(秘密の保持) | 「第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする」とありますが、事業者の技術ノウハウの根幹に開く内容が含まれる事が想定されますので、開示については事前に事業者側の承諾を得た上で処置して頂けますようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-2の基本協定書(案)第4条第3項に「ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。」を加筆します。 |
| 241 | 資料 基本協定書(案) | 2 | 9 | 第4条(秘密の保持) | 「(5)市が本件業務を(中略)特定又は不特定の者に開示する場合」との記載がございますが、秘密情報に、事業者の営業ノウハウ等の営業秘密事項が含まれる可能性がございますので、これら営業秘密事項の開示に関しては、事業者との協議もしくは事業者の承諾が必要とする旨の規定を追加頂けないでしょうか。 | NO.240の回答を参照して下さい。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|---------------|---------------|----|----|-------------------------|--|--|
| 242 | 基本協定書(案) | 2 | 12 | 第5条 | 基本協定の有効期間の終了にかかわらず、前条及び第16条から第18条までの規定は、なおその効力を有するとありますが、第4条については基本協定の有効期間満了後3年間などの一定の期間にしていただけではないでしょうか。 | 資料-2の基本協定書(案)第5条の規定については、原文のとおりとします。秘密の保持に関する有効期間を一定期間とする理由はありません。 |
| 243 | 資料 基本協定書(案) | 2 | 13 | 第5条(基本協定の有効期間) | 「事業契約に定める本事業の終了日」との記載がありますが、前質問()の場合、事業契約ごとに契約期間が異なるかと思われます。この場合の有効期間はどのように理解すれば良いのかご教示願います。 | 事業契約に定める本事業の終了日は、資料-3の基本協定書(案)第8条第1項に定められており、資料-4の施設整備請負契約書(案)及び資料-5の運営業務委託契約書(案)においては本事業の終了日を定めています。 |
| 244 | 資料 基本協定書(案) | 2 | 30 | 第7条(事業者の役割等) | 「(1)事業者は、(中略)措置をとらなければならない。」との記載がありますが、事業者のうち、施設運営業務及び経営管理業務に關せず、運営事業者に出資もしない施設整備企業(以下、単に「施設整備企業」といいます。)もかかる義務を負うのでしょうか。この場合、実質的に運営事業者の業務に何ら關与しない施設整備企業の義務が過大と思われるので、「運営事業者に出資しない施設整備企業を除く」旨若しくは「運営事業者の株主である事業者」に限る旨の規定を追記頂けないでしょうか。 | 資料-2の基本協定書(案)第7条の規定は原文のとおりとします。基本協定の締結当事者である事業者を構成する者は、基本協定に特別の定めがある場合を除いて連帯して基本協定を遵守するものとした上で、事業者間における役割等の分担は事業者間において定めるものとご理解下さい。NO.238の回答も参照して下さい。 |
| 245 | 資料-2 基本協定書(案) | 3 | 19 | 第9条_2(基本協定の変更) | 「- 書面を受領した日から14日以内に-」とありますが、変更内容次第では審議に時間を要することも考えられる為、「- 書面を受領した日から原則として14日以内に-」と変更して頂けませんかお願いいたします。 | 資料-2の基本協定書(案)第9条第2項については原文のとおりとします。市は資料-3の基本協定書(案)第19条の関係者協議会などにより本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を定期的に行い、当該協議の過程で市が基本協定を変更する必要があると認めるときに、資料-2の基本協定書(案)第9条の規定を適用するものとご理解下さい。つまり、何の前触れもなく市が事業者に対して基本協定の変更を請求することは想定していません。 |
| 246 | 資料-2 基本協定書(案) | 3 | 23 | 第9条_3(基本協定の変更) | 「- 市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。」とありますが「合理的」とは具体的にどのようなことを意味するのかご教示願います。また、「事業者はこれに従わなければならない」とありますが、「事業者の合意をもって従うものとする。」と変更して頂けませんかお願いいたします。 | 資料-2の基本協定書(案)第9条第3項については原文のとおりとします。資料-2の基本協定書(案)第9条第3項に定める合理的な変更案における合理性は、本事業が公共性や民間事業者の活用を図るものであることの趣旨を鑑みて市が判断するものとご理解下さい。 |
| 247 | 基本協定書(案) | 3 | 27 | 第10条 | 賠償額については、当該損害のうち通常かつ直接損害に限るものとし、特別損害、間接損害、逸失利益等は含まないかと考えてよろしいでしょうか。 | 資料-2の基本協定書(案)第10条に定める損害の賠償については民法(明治29年法律第95号)の定めるところによるものとします。 |
| 248 | 資料-2 基本協定書(案) | 4 | 7 | 第11条_1(5)(運営事業者の設立等) | 「運営事業者の本店所在地は、武蔵野市内とする。」とありますが、業務効用上「新武蔵野クリーンセンター」に設置させて頂けることをご理解でしょうか。 | 新武蔵野クリーンセンター(仮称)の完成後から事業期間が終了するまでの間に、必要とされる手続等を踏まえて新武蔵野クリーンセンター(仮称)内に運営事業者の本店所在地を設けることは差支えありません。 |
| 249 | 基本協定書(案) | 4 | 35 | 第12条 | 潜在株式とは、新株予約権、新株予約権付社債行使した場合に発生する株式ということでご理解でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 250 | 資料-2 基本協定書(案) | 6 | 5 | 第15条_4(事業契約の締結) | 「- 事業者のいずれかが事業契約に關して-」とありますが、「- 事業者のいずれかが本事業に係る入札に關して事業契約に關するもの-」と変更して頂けませんかお願いいたします。 | 資料-2の基本協定書(案)第15条第4項については、「市は、事業契約の締結がなされる前に-」を「市は、施設整備請負契約の本契約の締結がなされる前に-」に修正する他は、原文のとおりとします。本事業の入札に関する事項は事業契約に関する事項に含まれるものとご理解下さい。 |
| 251 | 資料-2 基本協定書(案) | 7 | 9 | 第16条(事業契約の不成立) | 市議会の議決が得られない事で事業契約締結に至らなかった場合、運営事業者の設立及び維持費用については御市の負担とさせて頂けますようお願いいたします。 | 資料-2の基本協定書(案)第16条については、原文のとおりとします。本事業の準備に關して支出した費用は各自が負担するものとご理解下さい。 |
| 252 | 資料-2 基本協定書(案) | 7 | 12 | 第17条_1(該合等不正行為に係る賠償の予定) | 基本協定書(案)第31条の1と同様に本事業に係る入札に關するものとして頂て「本事業に係る入札に關して事業者のいずれかが第15条第4項各号のいずれかに該したときは-」と変更して頂けませんかお願いいたします。 | NO.250の回答を参照して下さい。 |
| 資料-3 基本契約書(案) | | | | | | |
| 253 | 資料 基本契約書(案) | 頭書 | | | 「(以下、これらを総称して「事業者」という。)」との記載がございますが、ここの「事業者」とは、基本協定書(案)における「事業者」と同義なものでしょうか。 | ご理解のとおりです。資料-3の基本契約書(案)の條に定める事業者は、基本協定の締結当事者である民間事業者の総称である旨を資料-3の基本契約書(案)別紙1の用語の定義に追加します。 |
| 254 | 資料 基本契約書(案) | 頭書 | | | 仮に同義の場合、施設運営業務及び経営管理業務に關せず、運営事業者に出資もしない施設整備企業は、施設整備業務終了後においても、本基本契約書の当事者として、本基本契約上の事業者の義務を負うのでしょうか。 | ご理解のとおり、資料-3の基本契約書(案)に定める事業者は、基本契約に特別の定めがある場合を除き、事業期間にわたり基本契約に定める義務を運営事業者と共に連帯して負うものとご理解下さい。 |
| 255 | 資料 基本契約書(案) | 頭書 | | | 前問()の回答に關らず、本協定書の他の条項との関係において「(以下総称して、又は個別に「事業者」という。)」との記載の方が適していると思われ、いかがでしょうか。 | NO.253及びNO.254の回答を参照して下さい。 |
| 256 | 資料-3 基本契約書(案) | 4 | 15 | 第1章_第5条_3(秘密の保持) | 「第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。」とありますが、事業者の技術ノウハウの根幹に關する内容が含まれる事が想定されますので、開示については事前に事業者側の承諾を得た上で処置して頂けませんかお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-3の基本契約書(案)第5条第3項に「ただし、開示されることにより事業者の権利が著しく損なわれると認められるような事業者の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。」を加えます。 |
| 257 | 資料 基本契約書(案) | 4 | 19 | 第5条(秘密の保持) | 「(2)法令、武蔵野市情報公開条例(中略)要求される場合」との記載がございますが、公開条例の趣旨を十分に鑑み場合であっても、秘密情報に、事業者の営業ノウハウ等の営業秘密事項が含まれ、開示することで事業者に損害が発生する可能性がございますので、これら営業秘密事項の開示に關しては、事業者との協議もしくは事業者の承諾が必要とする旨の規定を追記頂けないでしょうか。 | NO.256の回答を参照して下さい。 |
| 258 | 資料 基本契約書(案) | 4 | 25 | 同上 | 「(5)市が本件業務を(中略)特定又は不特定の者に開示する場合」との記載がございますが、秘密情報に、事業者の営業ノウハウ等の営業秘密事項が含まれ、開示することで事業者に損害が発生する可能性がございますので、これら営業秘密事項の開示に關しては、事業者との協議もしくは事業者の承諾が必要とする旨の規定を追記頂けないでしょうか。 | NO.256の回答を参照して下さい。 |
| 259 | 資料-3 基本契約書(案) | 5 | 32 | 第2章_第8条_4(事業日程及び契約金額) | 「新工場棟の引渡し予定日が遅れた場合、施設運営期間の開始日も変更されるとありますが、施設運営完了日も変更されるの理解でよろしいでしょうか。また、開始日が遅延した原因が事業者側に責任が無い場合は、人件費を含む運営事業者の維持費は御市の負担との理解でよろしいでしょうか。 | 新工場棟の引渡し予定日が平成29年3月31日より遅れ、施設運営期間の開始日も変更された場合は、原則として施設運営期間の終了日は変更しません。ただし、市が必要な手続を経て施設運営期間の終了日が変更できる場合は、20年間の施設運営期間を確保できるように施設運営期間の終了日を変更することができるものとご理解下さい。なお、施設運営期間の開始日の遅延が、市の横責事由によるものである場合は資料-5の運営業務委託契約書(案)第29条の規定、不可抗力によるものである場合は資料-5の運営業務委託契約書(案)第36条の規定が適用されるものとご理解下さい。 |
| 260 | 資料 基本契約書(案) | 7 | 22 | 第12条(事業者の役割等) | 「(1)事業者は、(中略)措置をとらなければならない。」との記載がありますが、事業者のうち、施設運営業務及び経営管理業務に關せず、運営事業者に出資もしない施設整備企業(以下、単に「施設整備企業」といいます。)もかかる義務を負うのでしょうか。この場合、実質的に運営事業者の業務に何ら關与しない施設整備企業の義務が過大と思われるので、「運営事業者に出資しない施設整備企業を除く」旨若しくは「運営事業者の株主である事業者」に限る旨の規定を追記頂けないでしょうか。 | 資料-3の基本契約書(案)第12条第1項(1)については原文のとおりとします。基本契約の締結当事者である事業者を構成する者は、基本契約に特別の定めがある場合を除いて連帯して基本契約を遵守するものとした上で、事業者間における役割等の分担は事業者間において定めるものとご理解下さい。NO.244及びNO.254の回答も参照して下さい。 |
| 261 | 資料-3 基本契約書(案) | 9 | 11 | 第2章_第17条_2(基本契約の変更) | 「- 書面を受領した日から14日以内に-」とありますが、変更内容次第では審議に時間を要することも考えられる為、「- 書面を受領した日から原則として14日以内に-」と変更して頂けませんかお願いいたします。 | 資料-3の基本契約書(案)第17条第2項については原文のとおりとします。市は資料-3の基本契約書(案)第19条の関係者協議会などにより本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を定期的に行い、当該協議の過程で市が基本契約を変更する必要があると認めるときに、資料-3の基本契約書(案)第17条の規定を適用するものとご理解下さい。つまり、何の前触れもなく市が事業者に対して基本契約の変更を請求することは想定していません。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------|--|----|----|---------------------------------|---|---|
| 262 | 資料-3 基本契約書(案) | 9 | 15 | 第2章_第17条_3(基本契約の変更) | 「-市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。」とありますが「合理的」とは具体的にどのようなことを意味するのでしょうか。 また、「事業者はこれに従わなければならない」とありますが、「事業者の同意をもって従うものとする。」と変更して頂けますようお願いいたします。 | 資料-3の基本契約書(案)第17条第3項については原文のとおりとします。資料-3の基本契約書(案)第17条第3項に定める合理的な変更案における合理性は、本事業が公共性や民間事業者の活用を図るものがあることこの趣旨を鑑みて市が判断するものとご理解下さい。 |
| 263 | 基本契約書(案) | 9 | 19 | 第16条 | 賠償額については、当該損害のうち通常かつ直接損害に限るものとし、特別損害、間接損害、逸失利益等は含まないと考えてよろしいでしょうか。 | 資料-3の基本契約書(案)第16条に定める損害の賠償については民法(明治29年法律第90号)の定めるところによるものとします。 |
| 264 | 資料-3 基本契約書(案) | 10 | 6 | 第3章_第21条_1(経営計画等の報告) | 翌事業年度の経営計画書は、各事業年度の8月末日までに提出とありますが、当該年度の下期情勢により翌事業年度の経営計画に変更が生じた場合は、12月末日もしくは年度末までに提出し協議を行うことよろしいでしょうか。 | 資料-3の基本契約書(案)第21条第1項に定めるところにより、運営事業者が翌事業年度の経営計画を市に提出した後、翌事業年度が開始されるまでの間において翌事業年度の経営計画を変更する必要があるときは、運営事業者は直ちに市との間で協議を行い、変更後の経営計画を市に提出するものとします。このため、資料-3の基本契約書(案)第21条第1項に「ただし、運営事業者が経営計画を提出した後、経営計画を変更する必要があると判断したときは、直ちに市との間で協議を行い、変更後の経営計画を市に提出しなければならない。」を加筆します。 |
| 265 | 資料-3 基本契約書(案) | 13 | 3 | 第5章_第30条(事業契約の解除) | 市からの要請依頼等により事業者が交代した場合、運営事業者の責に依らず事業の停止が生じる場合も想定されます。その場合の損害額の請求は免除されるものと理解いたします。 | 事業者の交替等の損害については、資料-3の基本契約書(案)第29条の規定を参照して下さい。 |
| 266 | 資料-3 基本契約書(案) (事務局にて資料-4 施設整備備償負約書(案)と判断) | 25 | 15 | 第56条(工事材料の品質及び検査等) | 2に「この場合において、検査に直接要する費用は・・・」とありますが、この費用とは検査申請費や検査費用であり、御市職員等の検査旅費(旅費、宿泊費、日当など)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第56条第2項に定める「-検査に直接要する費用-」には、監督員の旅費、日当等の間接的経費は除外するものとご理解下さい。 |
| 資料-4 施設整備備償負約書(案) | | | | | | |
| 267 | 資料 施設整備備償負約書(案) | 頭書 | 21 | | 「施設整備企業が(中略)共同運営して実施する。」との記載があり、市は、複数の施設整備企業が施設整備を行う場合、共同企業体との契約を想定されていると思われ、この場合の共同企業体とは、設計担当企業・建設担当企業・プラント担当企業等の異業種による共同企業体を想定されているのでしょうか。また、共同企業体との契約方式に替えて、施設整備業務を分割し、市と複数の施設整備企業が施設整備備償負約を締結する方式を提案することは可能でしょうか。 | 施設整備備償負約については単体の施設整備企業は複数の施設整備企業による共同企業体とのいずれかの間で締結することを想定しています。また、この場合の共同企業体とは、建築物の設計業務及び建設業務を行う構成企業とプラントの設計業務及び建設業務を行う構成企業による共同企業体などを想定しています。このため、施設整備業務を分割して市と複数の施設整備企業との間で個別に施設整備備償負約を締結することは想定していません。 |
| 268 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 3 | 25 | 第1章_第5条_1(秘密の保持) | 秘密保持の義務は御市及び運営事業者のみとなっておりますが、御市が委託するアドバイザーに対しても秘密保持義務があるように変更をお願いいたします。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第5条第1項では、施設整備備償負約の履行に関して市と施設整備企業との間における秘密の保持について定めており、市が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーに対しては、同条第3項(4)において、事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合は、市又は施設整備企業が秘密情報を開示できる旨を定めています。 |
| 269 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 4 | 8 | 第1章_第5条(秘密の保持)_3 | 本項の各号に掲げられている開示先の属性はそれぞれ異なり、開示による影響は、一律でないものと思われ、このため、各号にて開示を行う必要がある場合に、事前の通知と共に、可能な限り開示内容について当事者間にて協議をさせていただけるようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第5条第3項に「ただし、開示されることにより施設整備企業の権利が著しく損なわれると認められるような場合は、施設整備備償負約書の営業ノウハウ等の情報が秘密情報に含まれる場合は、市は施設整備企業との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。」を加筆します。 |
| 270 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 5 | 15 | 第2章_第7条_8(共通事項) | 「施設整備企業が共同企業体を結成している場合においては」とありますが、「共同企業体」の定義をご教示願います。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第7条第8項に定める共同企業体とは、複数の施設整備企業が本施設を整備することを目的として形成する事業組織体である特定建設工事共同企業体とします。 |
| 271 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 6 | 14 | 第2章_第11条_1(契約の保証) | 履行保証期間の期間は、本契約締結日から新工場稼働引渡しまでという理解でよろしいでしょうか。 それとも新管理等及び既存突発耐震補強等工事の竣工まででしょうか。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第11条に定める契約の保証については、第8条に定める契約の期間に当たり対応するものとご理解下さい。このため、新工場の引渡しまでではなく、新管理棟等の引渡日までとなります。なお、N.O.272の回答も参照して下さい。 |
| 272 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 6 | 14 | 第2章_第11条_1(契約の保証) | 履行保証期間の期間が、本契約の締結日から新管理等及び既存突発耐震補強等工事の竣工までとなる場合は、新工場稼働引渡しまで以降の契約保証の計算基礎となる施設整備費から引渡済み施設対象金額は控除していただけないでしょうか。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第11条において、新工場の引渡日から新管理棟等の引渡しまでの契約保証金の額、保証金額又は保険金額については、施設整備費から引渡済みの新工場に相当する金額を除いた金額の100分の10以上の額とする旨を定めるように修正します。 |
| 273 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 6 | 28 | 第2章_第11条_2(契約の保証) | 契約保証の保険金額は、施設整備費の100分の10以上とありますが、施設整備費には消費税も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、施設整備費には消費税及び地方消費税が含まれます。 |
| 274 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 22 | 22 | 第2章_第13条_4(一括委任又は一括下請負の禁止) | 実質的関与していると認められる場合を考慮して、「ただし、施設整備企業が建設業法上定められている実質的関与(平成4年12月17日建設省経建第379号二の(2))をしている場合はこの限りではない」と変更して頂けますようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第13条第4項に「ただし、施設整備企業が、本施設の建設業務に関して、一括下請負の禁止について(平成4年12月17日建設省経建第379号)二(2)に定める「実質的に関与」として認められる場合を除く。」を加筆します。 |
| 275 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 7 | 25 | 第2章_第14条(下請負人の通知) | 下請負人の通知が必要な範囲をご教示願います。 | 建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項に定める施工体制台帳に記載する範囲とご理解下さい。 |
| 276 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 7 | 28 | 第2章_第15条_1(著作権の帰属) | 「成果物」の定義を明確に頂けますようお願いいたします。 | 成果物の定義については、資料-4の施設整備備償負約書(案)別紙1の20を参照して下さい。 |
| 277 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 11 | 26 | 第2章_第24条(管理技術者) | ・管理技術者は総括代理人又は現場代理人と兼ねることが可能ですか。 また、管理技術者は現場に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第23条第6項に定めるとおり、管理技術者が総括代理人又は現場代理人を兼ねることができません。なお、現場代理人を兼務しない管理技術者については事業用地に常駐する必要はないものとご理解下さい。 |
| 278 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 12 | 9 | 第2章_第25条_2(現場代理人及び主任技術者) | 「着工後は事業用地に常駐し」とありますが、工事の現地着工後の理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、事業用地において建設工事に着手する時点から常駐するものとご理解下さい。 |
| 279 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 13 | 25 | 第2章_第29条(遅延利息) | 当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年)において特定に定めた支払い遅延利息が述べられておりません。具体的な%をご教示願います。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第29条に定める政府契約の支払遅延に対する遅延利率については、第29条の適用時点において最新の財務省の告示により定められた率とするものとし、現時点では平成23年2月24日財務省告示第52号の定めるところにより年3.1%となります。 |
| 280 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 14 | 18 | 第2章_第31条_2(許認可の取得等) | 「-責任及び損害を負担するものとする。」とありますが、「常設的なスケジュールで許認可の所持手続きを行っているが、届出先の都合等で遅延した場合の責任及び損害に関しては市との協議によること」と変更して頂けますようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第31条第2項に「ただし、施設整備企業が自らの責めに帰すべきでない事由により許認可の取得が遅延したことを明らかにした場合は、当該遅延により生じた増加費用の負担については市との間で協議により定めるものとする。」を加筆します。 |
| 281 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 15 | 19 | 第2章_第32条_5(要求水準書の変更) | 「市は、必要があると認めるときは-」は、極めて事業者側に不利となる条項のため削除して頂くようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第32条第5項において、「-必要があると認めるときは、-」を「-必要があると認められるときは、-」に修正します。 |
| 282 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 15 | 23 | 第2章_第33条(要求水準書の変更) | 「市は、必要があると認めるときは-」は、極めて事業者側に不利となる条項のため削除して頂けないでしょうか。 | ご指摘をふまえ、資料-4の施設整備備償負約書(案)第33条において、「-必要があると認めるときは、-」を「-必要があると認められるときは、-」に修正します。 |
| 283 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 16 | 6 | 第2章_第35条_1(施設整備費の変更を代える設計図書の変更) | 「ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全ての判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂けますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第35条第1項については原文のとおりとします。市は地方公共団体に於ける事務府庁に就いては本事業を遅延することから、その遅延の理由により施設整備費の増額ができないときに、代りに設計図書の変更を行うことができる旨を規定しているものとご理解下さい。 |
| 284 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 16 | 12 | 第2章_第37条(施設整備企業の請求による施設整備期間の延長) | 施設整備企業の責めに帰すことができない事由により契約期間を延長する場合、延長によって生じた増加費用及び損害は第37条の3に準じた扱いになるものと理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 285 | 資料-4 施設整備備償負約書(案) | 16 | 22 | 第2章_第37条_3(市の請求による施設整備期間の短縮等) | 「必要があると認めるときは-」は、極めて事業者側に不利となる条項のため削除して頂けないでしょうか。 | 資料-4の施設整備備償負約書(案)第37条第3項については原文のとおりとします。当該規定において「必要があると認めるときは」とは定めていません。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-------------------|-------------------|----|----|-----------------------------------|--|---|
| 286 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 16 | 26 | 第2章_第38条_1(施設整備期間の変更方法) | 施設整備期間の変更について、14日以内に協議が整わない場合は市が定め運営事業者に通知する、とあります。施設整備期間を当初契約の平成29年3月31日以前に短縮することは、工事計画の根本に関わる問題となります。このような重大な事項に対しては協議期限を設け、合意まで協議を継続していただくよう記載の変更をお願いします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第38条第1項については、原文のとおりとします。資料-4の施設整備請負契約書(案)第38条第1項に定める協議の開始は、同条第2項の規定により市が施設整備企業の意見を聞いて定めるところから、内容に応じて当該意見のやりとりにより実態としては必要な協議が行われた上で協議の開始日が定められるものとご理解下さい。 |
| 287 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 17 | 2 | 第2章_第39条(履行遅滞の場合における損害金等) | ・当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24-)においては特に定まった支払い遅延利息が述べられておりません。具体的な%をご教示願います。 ・また、御市の責めに帰すべき事由による場合も同様の扱いとみなすとの理解でよろしいでしょうか。 | 支払遅延防止法に定める割合についてはNO.279の回答を参照して下さい。また、市の情事理由により施設整備期間内に施設整備業務を完了することができないような事態は想定していません。資料-4の施設整備請負契約書(案)第47条第1項又は第2項の規定に基づき施設整備業務の全部又は一部の履行を中止させることにより、それまでに定められた施設整備期間内に施設整備業務を完了することができないような事態が生じる可能性はありますが、その場合は同条第3項の規定により施設整備期間の変更等が行われるものとご理解下さい。 |
| 288 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 17 | 10 | 第2章_第40条_1(施設整備費の変更方法等) | 「ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第40条第1項については原文のとおりとします。市の決定に不服がある場合は資料-4の施設整備請負契約書(案)第84条に定める紛争処理手続に進むことができるものとご理解下さい。 |
| 289 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 17 | 28 | 第2章_第41条_3(資金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更) | 「ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第41条第3項については原文のとおりとします。市の決定に不服がある場合は資料-4の施設整備請負契約書(案)第84条に定める紛争処理手続に進むことができるものとご理解下さい。 |
| 290 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 18 | 10 | 第2章_第41条_7(資金又は物価の変動に基づく施設整備費の変更) | 「ただし、当該協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第41条第7項については原文のとおりとします。市の決定に不服がある場合は資料-4の施設整備請負契約書(案)第84条に定める紛争処理手続に進むことができるものとご理解下さい。 |
| 291 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 19 | 23 | 第2章_第45条_3(法令変更による措置) | 「-施設整備企業に通知することとし、施設整備企業はこれに従わなくてはならない。」とありますが、「-施設整備企業に通知することとし、両者合意の基、対応を行う。」と変更して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第45条第3項については原文のとおりとします。資料-4の施設整備請負契約書(案)第45条第3項は同条第2項の協議が調わない場合の対応を規定しており、市が定める対応方法に施設整備企業が合意しない場合に対応が行われないような変更を行うことはできません。 |
| 292 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 27 | 33 | 第4章_第62条_1(前払金) | 「-1億円を限度とし、-」とありますが、数十億円の大規模事業であるため、限度額の見直しをお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第62条第1項は原文のとおりとします。武蔵野市契約事務規則(昭和39年5月武蔵野市規則第15号)第49条第1項の規定に基づくものであることにより現段階では変更できません。 |
| 293 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 28 | 11 | 第2章_第62条_5(前払金) | 「ただし、施設整備費が減額された日から25日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第62条第5項については原文のとおりとします。市は地方自治体における会計制度に基づいて本事業を実施するものとご理解下さい。 |
| 294 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 28 | 13 | 第2章_第62条_6(前払金) | 当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24-)においては特に定まった支払い遅延利息が述べられておりません。具体的な%をご教示願います。 | NO.279の回答を参照して下さい。 |
| 295 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 29 | 2 | 第2章_第65条_1(部分払) | 「施設整備費相当額の100分の90以内(90)の額について-」とありますが「100分の90以内(90)の額について」を削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第65条第1項は原文のとおりとします。武蔵野市契約事務規則(昭和39年5月武蔵野市規則第15号)第50条第1項の規定に基づくものであることにより変更できません。 |
| 296 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 29 | 33 | 第2章_第66条_2(部分引渡し) | 「ただし、-請求を受けた日から14日以内に協議が調わない場合は、市が定め、施設整備企業に通知する。」とありますが、協議が調わない場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、-」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第66条第2項については原文のとおりとします。市の決定に不服がある場合は資料-4の施設整備請負契約書(案)第84条に定める紛争処理手続に進むことができるものとご理解下さい。 |
| 297 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 37 | 18 | 第6章_第81条_(2)(公共工事の遵守事項) | 吸収失業者の定義についてご教示願います。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第81条(2)に定める吸収失業者とは、本施設の工事の施工に使用される無技能労働者のうち所轄公共職業安定所からの紹介を受けて吸収すべき失業者をいいます。 |
| 298 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 37 | 20 | 第6章_第82条(室内空気環境対策) | 施設整備企業の責めに帰すことができない事由により、指針値を超えた場合の費用については御市に負担して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 299 | 資料-4 施設整備請負契約書(案) | 37 | 29 | 第6章_第83条(地元雇用) | 「施設整備業務の実施にあたり、地元の雇用促進に配慮するものとする」とありますが、具体的に配慮する内容についてご教示願います。 | 資料-4の施設整備請負契約書(案)第83条に定める地元の雇用促進への配慮については、入札参加者の提案によるものとします。 |
| 300 | 資料 施設整備請負契約書(案) | 37 | 29 | 第83条(地元雇用) | 「地元の雇用促進に配慮するものとする。」との記載がございますが、ここの施設整備企業の義務は、要求水準書(案)75頁「6.地元雇用」で事業者が提案した内容に基づくとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。NO.299の回答も参照して下さい。 |
| 資料-5 運営業務委託契約書(案) | | | | | | |
| 301 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 4 | 8 | 第1章_第5条(秘密の保持)_3 | 本項の各号に掲げられている開示先の属性はそれぞれ異なり、開示による影響は、一律でないものと見做されます。このため、各号にて開示を行う必要がある場合に、事前の通知と共に、可能な限り開示内容について当事者間にて協議をさせていただけるようお願いいたします。 | ご指摘をふまえ、資料-5の運営業務委託契約書(案)第5条第3項に「ただし、開示されることにより運営事業者の権利が著しく損なわれると認められるような運営事業者の営業ノウハウ等の情報や秘密情報に含まれる場合は、市は運営事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。」を加筆します。 |
| 302 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 7 | 28 | 第2章_第12条(契約の保証) | 準備期間中における契約保証についての考え方をご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第12条に定める契約の保証を行う期間については施設整備期間を対象とするものとし、施設整備準備期間は除くものとします。このため、資料-5の運営業務委託契約書(案)第12条第1項において「運営事業者は、運営業務委託契約の効力が発する時まで、-」を「運営事業者は、施設整備期間にわたり、-」に修正します。 また、資料-5の運営業務委託契約書(案)第75条第1項に「(13) 運営事業者が施設整備期間の開始日までに第12条に定める契約の保証を付さなかったとき、-」を加筆します。 |
| 303 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 8 | 6 | 第2章_第12条_2(契約の保証) | 契約保証の保険金額は、年間施設運営費の100分の10以上とありますが、年間施設運営費には消費税も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおり、年間施設運営費には消費税及び地方消費税が含まれます。 |
| 304 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 12 | 22 | 第2章_第24条_2(新技術等への対応) | 「市が負担することが合理的であると市が認める費用については市が負担する」とありますが、御市のご指示等によるものである場合は、御市に費用を負担して頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第24条第2項に定める「市が負担することが合理的であると市が認める費用」とは、同条第1項の検討に係る費用のうち、市に特有の事情により行わなければならないような検討を行うことを市が「運営事業者」に指示したような場合に要する費用が該当するものとの理解です。また、市の指示等によるものとして新技術等の導入に必要な検討に係る費用は運営事業者の負担となるものとご理解下さい。 |
| 305 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 12 | 32 | 第2章_第24条_3(新技術等への対応) | ・協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、市が合理的な範囲で通知する旨の記載があります。 ・また、協議不成立となった場合、第3者期間への裁定を求めるなどの措置に変更していただけないでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第24条第3項については原文のとおりとします。市は運営事業者は、新技術等の導入による改善提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤等の消耗品等の使用量の削減により施設運営費の削減がもたらされることを明らかにする過程において詳細検討が行われているものとご理解下さい。また、市の決定に不服がある場合は、資料-5の運営業務委託契約書(案)第81条に定める紛争処理手続に進むことができるものとご理解下さい。 |
| 306 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 13 | 5 | 第2章_第26条_1,2(遅延利息) | 当該未払発生時における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24-)においては特に定まった支払い遅延利息が述べられておりません。具体的な%をご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第31条に定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率については、第31条の適用時点において最新の財務省の告示により定められた率とするものとし、現時点では平成23年2月24日財務省告示第52号の定めるところにより年3.1%となります。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|-------------------|----|----|--|---|--|
| 307 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 13 | 22 | 第2章_第27条_1(費用負担等) | 「施設運営業務の実施に必要な電気及び都市ガスの使用量が、事業者提案に示した・・・」とありますが、施設運営業務の実施に必要な都市ガスとは助燃装置の稼働による都市ガスの使用量と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 308 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 15 | 5 | 第2章_第31条_1(施設運営期間の変更方法) | 施設運営期間の変更について、14日以内に協議が整わない場合には市が定め運営事業者へ通知する、とあります。運営期間を当初契約の平成29年3月31日以前に短縮することは、事業計画の根本に関する問題となります。このような重大な事項に対しては協議期限を設けず、合意まで協議を継続していただくよう記載の変更をお願いいたします。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第31条第1項については原文のとおりとします。資料-5の運営業務委託契約書(案)第31条第1項に定める協議の開始日は、同条第2項の規定により市が運営事業者の意見を聴いて定めることから、内容に応じて当該意見のやりとりにおいて協議として必要な協議が行われた上で協議の開始日が定められるものとご理解下さい。 |
| 309 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 17 | 31 | 第2章_第36条_3(不可抗力による措置) | 「ただし、市は、緊急を要すると認められるときは、60日間の協議期間の経過以前においても運営事業者に対応方法を指示することができるものとします」とありますが、この場合、全て市の判断に委ねられるものとなります。「ただし、～」は削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第36条第3項については原文のとおりとします。市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第4条第1項の規定により一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとともに、同法第6条の規定により一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないことから、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置として緊急を要するときは運営事業者に対応方法を指示することができるものとご理解下さい。 |
| 310 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 18 | 3 | 第2章_第36条_4(不可抗力による措置) | 不可抗力による損害及び増加費用から、第79条により付保された保険により入補されるものを除くとありますが、要求水準にある御市が加入される予定の建物保険の保険金も損害及び増加費用から除いて頂きますようお願いいたします。 | 市が付保を予定しているのは建物総合損害共済であり、資料-5の運営業務委託契約書(案)第36条第4項については原文のとおりとします。本規定は、運営事業者が生じた損害及び増加費用について定めており、市が付保する保険より運営事業者が生じた損害及び増加費用に対して入補することはありません。 |
| 311 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 20 | 10 | 第3章_第1節_第43条_3(施設運営業務の不能等) | ・施設運営業務の不能等については、第59条の規定でもカバーされていますので、本項で規定するのは御市が行う代替措置に要する費用の負担に関する記述(代替措置に要する費用の運営事業者による負担)のみに限定すべきものと考えます。代替措置に要する費用が運営事業者により負担されれば、御市の損害は解消するので、固定費の全額減額は過剰なペナルティであり、第59条の規定で充分であると考えます。・また、変動費については、施設運営費の算定方法に調整方法が既に織り込み済みのものと考えます。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第43条第3項については原文のとおりとします。同条は施設運営業務が履行不能となる場合の規定であり、市は履行されない業務の対価(施設運営費)を支払うことはできません。これに対して第59条の規定は、施設運営業務は履行はされていないものの停止基準値に達した場合に施設性能基準が未達である場合など、不完全な履行であることにより施設運営費を減額する規定であるものとご理解下さい。 |
| 312 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 23 | 11 | 第3章_第4節_第54条_3(市のモニタリング) | 「法的資格」について具体的にご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第54条第3項に定める法的資格を有する第三者機関としては、計量証明事業登録をしている第三者機関を想定しています。 |
| 313 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 23 | 17 | 第3章_第4節_第55条_1(本施設に係る計画) | 「法的資格」について具体的にご教示願います。 | NO.312の回答を参照して下さい。 |
| 314 | 運営業務委託契約書(案) | 25 | 15 | 第59条 | 3第2項について、損害賠償の範囲については、当該停止に起因する通常かつ直接損害に限り、特別損害、間接損害及び逸失利益は含まないものと考えるよろしいでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第59条第3項に定める損害賠償については民法(明治29年法律第89号)の定めるところによるものとします。 |
| 315 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 26 | 10 | 第3章_第5節_第61条_5(主灰及び飛灰の取扱) | 最終処分場への運搬費及び最終処分場での処分に関する費用について、受入先となる最終処分場の場所と併せてご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第61条第5項に定める最終処分場への運搬費は入札参加者の提案によるものとします。最終処分場での処分に関する費用は受入先の最終処分場の定める費用によるものとします。なお、最終処分場としては日の出町二塚廃棄物広域処分場を想定しています。 |
| 316 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 27 | 9 | 第3章_第64条(有害ごみ等の取扱)1 | せん定枝の保管方法をご教示願います。 | NO.191の回答を参照して下さい。 |
| 317 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 27 | 22 | 第3章_第6節_第65条_1(発電設備の運転) | 第65条第1項の最後の文節に「売電による費用」とありますが、これは「売電による売り上げ」との理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘のとおりであり、資料-5の運営業務委託契約書(案)第65条第1項において、「-」の場合において、売電による費用は、「-」を「+」の場合において、売電による売り上げは、「-」に修正します。 |
| 318 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 27 | 24 | 第3章_第6節_第65条_2(発電設備の運転) | ・発電量が事業者提案値の20%を下回った場合固定費を減額するとの記載があります。これは年間総発電量での判定になるのでしょうか。また、搬入ごみの低力ロリー化、搬入ごみ量の減少などは御市の責めに帰すべき事由との理解でよろしいでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第65条第2項に定める「発電量」は年間総発電量です。このため、資料-5の運営業務委託契約書(案)第65条第2項に定める「発電量」を「年間総発電量」に修正します。なお、運営事業者は月間総発電量を毎月市に報告して確認を得るものとします。また、搬入ごみの低力ロリー化、搬入ごみの減少が市の責めに帰すべき事由となるかの具体的な数値の基準については明示できるかどうかも含めて入札公告時に示します。 |
| 319 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 3 | 第3章_第6節_第66条_2(熱供給等) | ・低圧蒸気量が事業者提案値の20%を下回った場合固定費を減額するとの記載があります。これは年間総供給量での判定になるのでしょうか。また、搬入ごみの低力ロリー化、搬入ごみ量の減少などは御市の責めに帰すべき事由との理解でよろしいでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第66条第2項に定める「発生量」は年間総供給量です。このため、資料-5の運営業務委託契約書(案)第66条第2項に定める「発生量」を「年間総供給量」に修正します。なお、運営事業者は低圧蒸気の月間供給量を毎月市に報告して確認を得るものとします。また、搬入ごみの低力ロリー化、搬入ごみの減少が市の責めに帰すべき事由となるかの具体的な数値の基準については明示できるかどうかも含めて入札公告時に示します。 |
| 320 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 13 | 第3章_第6節_第67条(地元雇用) | 「本施設の運営にあたり、地元の雇用促進に配慮するものとする」とありますが、具体的に配慮する内容についてご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第67条に定める地元の雇用促進への配慮については、入札参加者の提案によるものとします。 |
| 321 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 16 | 第3章_第8節_第68条_1(ごみ賃) | ごみ賃の計画性状の範囲を逸脱する場合は、入札金額計算用に提示されたごみ賃からの逸脱(低賃ごみ-高賃ごみの範囲)からの逸脱のどちらとなるのでしょうか。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第68条第1項に定める「ごみ賃の計画性状の範囲を逸脱する場合は、資料-1の要求水準書(案)第1章第3節の5に示す計画ごみ賃条件の三成分(低賃ごみ、基準ごみ、高賃ごみ)の範囲から逸脱するような場合を意味するものとご理解下さい。 |
| 322 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 16 | 第3章_第8節_第68条_1(ごみ賃) | 施設運営費の5%を超える場合に清算を行うことを請求できる、との記載がありますが、「請求できる」との記載は、御市に支払いの義務が発生するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 323 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 16 | 第3章_第8節_第68条_1(ごみ賃) | 施設運営費の5%を超える場合に清算を行うことを請求できる、との記載がありますが、本事業においては変動費部分が固定費部分と比較して小さいため、総額の5%を超えることは変動費の相当量が変化することになります。この条件の場合、運営事業者のリスクが大きく適正なリスク負担にならない可能性があります。よって、変動費の5%を超えた場合という内容に変更して頂きますようお願いいたします。 | 施設運営費(固定費及び変動費の合計)の5%とします。 |
| 324 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 17 | 第3章_第8節_第68条_1(ごみ賃) | 「計画性状の範囲を逸脱した場合」の具体的な数値をご教示願います。 | 原則、計画ごみ賃条件の三成分の範囲とします。逸脱する範囲については、市と協議の上、決定するものとします。 |
| 325 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 28 | 19 | 第3章_第8節_第68条_1(ごみ賃) | 施設運営費の5%に相当する額を超えない場合は清算の請求ができないと読み取れますが、事業者に過剰なリスクとなるため、見直し(±1%程度)をお願いいたします。 | NO.323の回答を参照して下さい。 |
| 326 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 29 | 1 | 第3章_第8節_第69条_1(ごみ賃又はごみ賃の変動により基準値を遵守できない場合) | 「要求水準書に定める計画ごみ賃から大幅に逸脱する場合」における「大幅に逸脱する」内容を具体的にご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第69条第1項に定める「ごみ賃の計画性状の範囲を逸脱する場合」とは、資料-1の要求水準書(案)第1章第3節の4に示す計画処理量から大幅に逸脱するものとし、事業者が提案する年間稼働日数において達成できない場合を意味するとご理解下さい。なお、大幅に逸脱する場合の具体的な数値については明示できるかどうかも含めて入札公告時に示します。 |
| 327 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 29 | 29 | 第3章_第9節_第71条_1(契約期間終了時の明け渡し条件) | 「引き継ぎ5年間は要求水準書を満たしながら運転～」とありますが、その間には運営事業者が管理できないリスクが潜在することから、性能要件等の具体的な条件をご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第71条第1項に定める「引き継ぎ5年間は要求水準書を満たしながら運転できる状態」については、資料-1の要求水準書(案)第5章第4節の2に定める事業期間終了の引き継ぎ時における本施設の要求水準を満たしていることが求められるものとご理解下さい。なお、NO.203の回答も参照して下さい。 |
| 328 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 32 | 31 | 第5章_第75条_4(市の解除権) | 違約金をあらかじめ契約時に定める意味でも、本条項を削除して頂きますようお願いいたします。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)第75条第4項については原文のとおりとします。市は同条第1項の規定により運営業務委託契約を解除した場合において、違約金の額を超過する損害を負担できないものとご理解下さい。 |

| | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 意見・質問 | 回答 |
|-----|-------------------|----|----|-----------------|--|--|
| 329 | 資料-5 運営業務委託契約書(案) | 40 | 23 | 別紙3_4 施設運営費の見直し | 見直しによる施設運営費と前回見直し時との差額「△【 】パーセント以内」については、入札公告時もしくは募集要項における運営業務委託契約書(案)において明記されると考えおりますが、現段階で想定されている数値がありましたらご教示願います。 | 資料-5の運営業務委託契約書(案)別紙3の詳細については、入札公告時に示します。 |